

ふじかわ子ども・子育てプラン

(第二次富士川町子ども・子育て支援事業計画)

～ともに生き、支えあう、健やかで笑顔があふれるまちづくり～

令和2年度～令和6年度



「ぼく、お兄ちゃんになった！」

令和2年3月

富士川町

表紙の絵

「ぼく、お兄ちゃんになった！」

（鰍沢小学校2年 吉井快晴くん）

弟が生まれて嬉しくて、ぼくが守ってあげようと思って
この絵をかきました。

一目 次一

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4

第2章 町の概況

1 人口の推移	7
2 保育所・幼稚園の状況	12
3 小学校・放課後健全育成	14
4 母子保健等	16
5 アンケート結果の概要	18

第3章 計画方針

1 基本的な考え方	25
2 基本方針	26
3 施策体系	27

第4章 基本計画

1 すべての子育て家庭を支援する	31
2 仕事と家庭生活の両立を支援する	37
3 子どもの健やかな成長を支援する	40
4 配慮が必要な子どもと家庭を支援する	45
5 子どもの教育環境を充実する	51
6 安心して子育てできる環境をつくる	55

第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1	基本的な考え方	61
1)	児童人口の推計	61
2)	教育・保育提供区域の設定	61
3)	給付制度と教育・保育認定について	62
2	教育・保育の量の見込みと確保方策	64
1)	特定教育・保育施設及び地域型保育施設	64
2)	特定子ども・子育て支援施設等	66
3)	地域子ども・子育て支援事業	66

第6章 推進体制

1	推進体制	76
2	計画推進の役割	77

付一資料編	78
-------	----

関係条例
策定経過
会議委員名簿 等

第1章

計画策定にあたって



「海で波乗り」

「海で波乗り」

(増穂小学校1年 横谷 晶くん)

ユニコーンの浮き輪に乗って海で波乗りをして楽しかったです。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子化、核家族化の進行等、子どもや家庭を取り巻く環境が変化し、人と人との関わりが薄くなってきました。相談できる人や手助けをしてくれる人がそばにいない、地域の子ども同士の遊びや交流が少ない等、子どもや子育て家庭は多くの課題を抱えています。

子どもや若者が、健やかに育ち、安心して子育てできる地域となっていくためには、家庭をはじめ地域、学校、行政、事業者等が相互に連携し、町全体で子育てを支援することが必要です。

町では、「ふじかわ子ども・子育てプラン」を策定し、地域社会全体で子育て支援の取り組みを進めます。

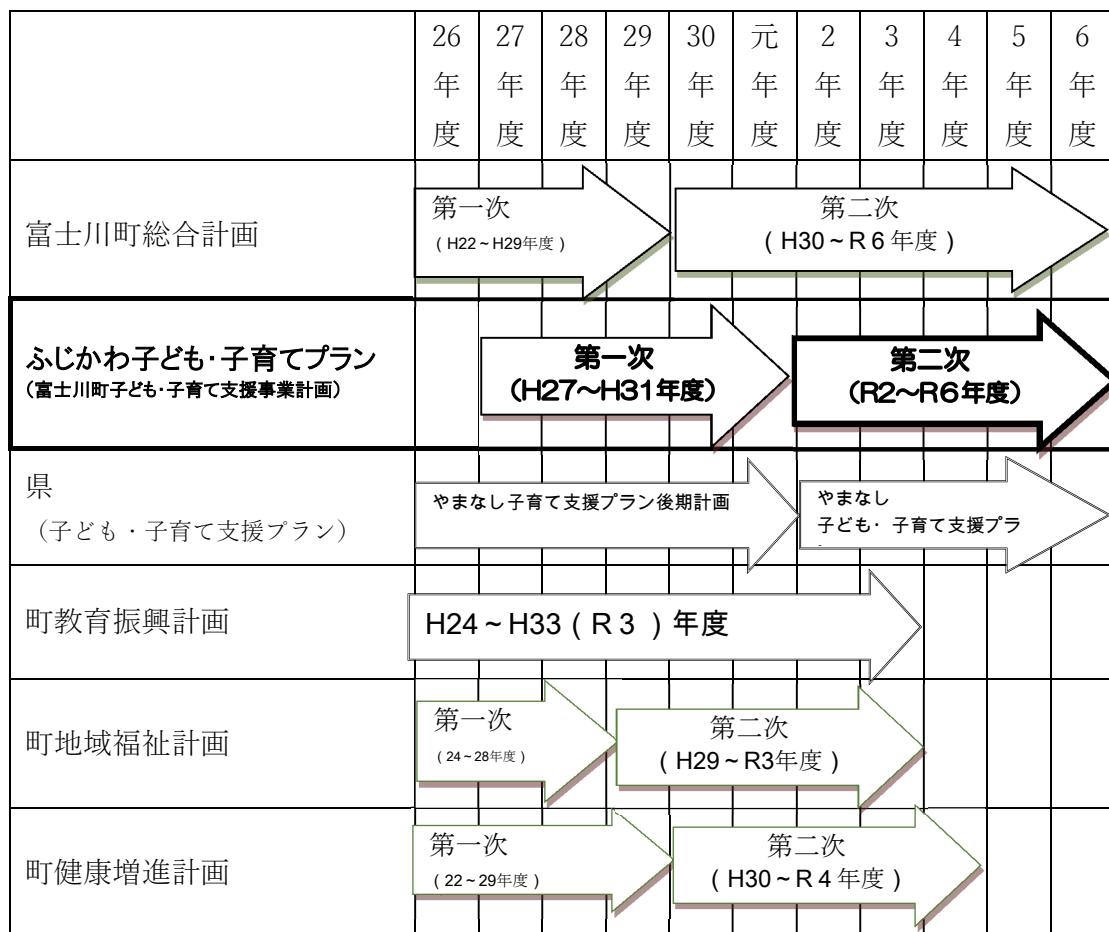
2 計画の位置づけ

町の長期的展望を位置づけた最上位計画である「富士川町総合計画」と整合性を保つとともに、関連する「富士川町地域福祉計画」などの福祉関連計画等、及び「富士川町健康新進計画」「富士川町教育振興計画」などとも整合性と連携を保った計画にします。

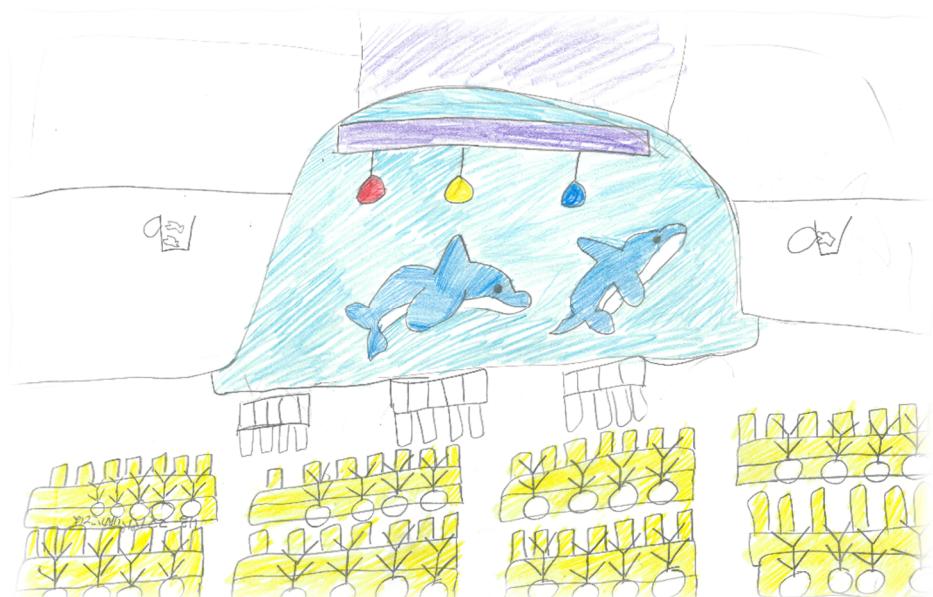
また、国の「子ども子育て支援法」「次世代育成支援対策推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、教育や保育の量と質の確保、子育て世代包括支援センターを中心とした支援体制の充実、幼児期教育の充実、地域一体となった子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進する事を目的として、本計画を策定し、取り組みを進めます。

3 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」「次世代育成支援対策推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間の計画とし、令和6年度に5年間の事業の進捗を検証し計画の見直しを実施します。また、社会情勢の変化等を鑑みながら、計画期間の途中でも柔軟な見直しを検討します。



第2章 町の概況



「思い出のイルカショー」

「思い出のイルカショー」

（増穂小学校2年 佐藤凜月葉さん）

夏休みに家族みんなでイルカショーを見たことが一番の思い出です。

第2章 町の概況

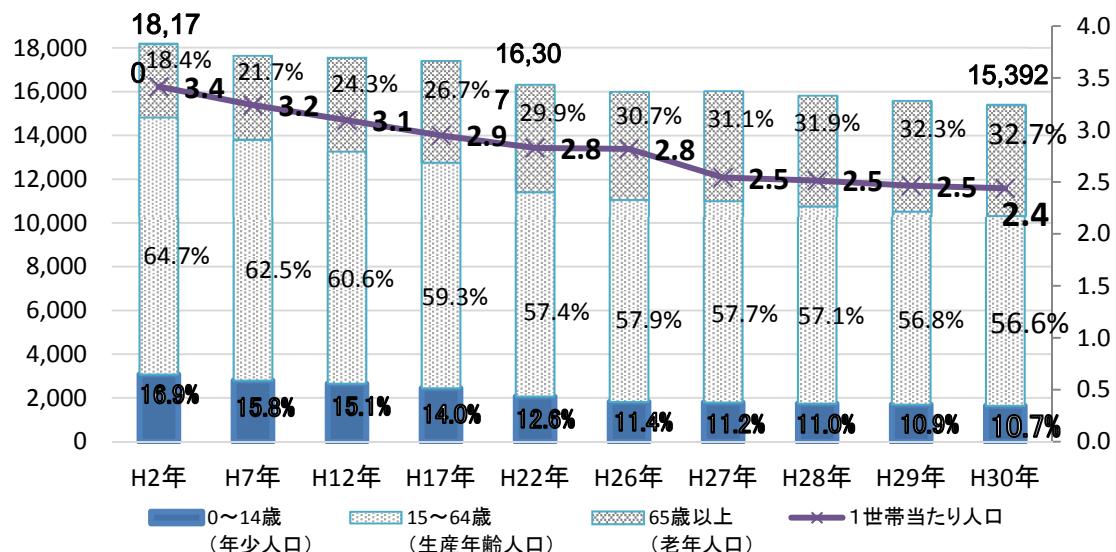
1 人口の推移

1) 総人口、三区分別人口割合及び1世帯当たり人口

総人口は、平成2年の18,000人台から減少で推移し、特に平成17年から平成22年の間に1,000人を超える減少となっています。

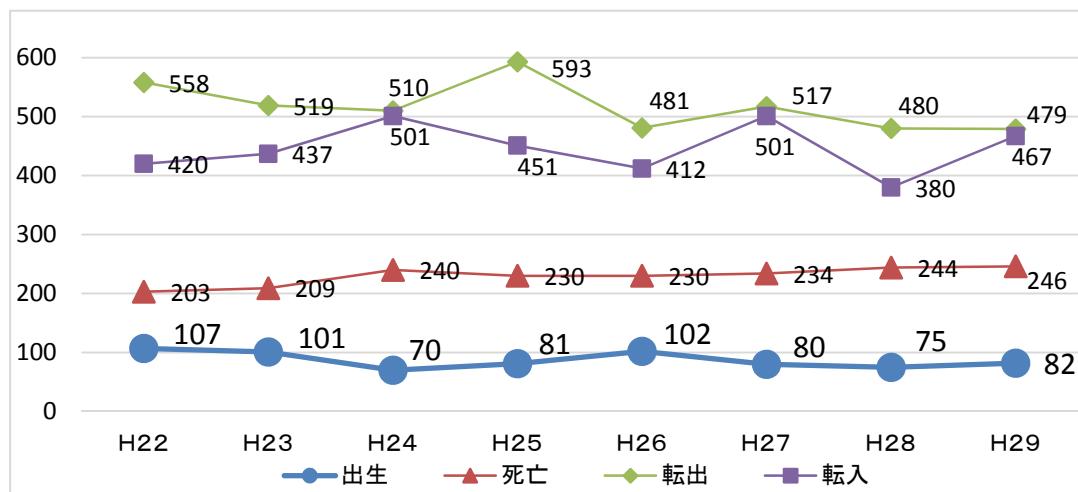
年齢三区分で見ると、65歳以上の人口が増加し平成30年には32.7%となり、年少人口、生産年齢人口は共に減少傾向となっています。

1世帯当たり人口も平成2年の3.4人から、平成30年では2.4人と減少しています。



2) 人口動態

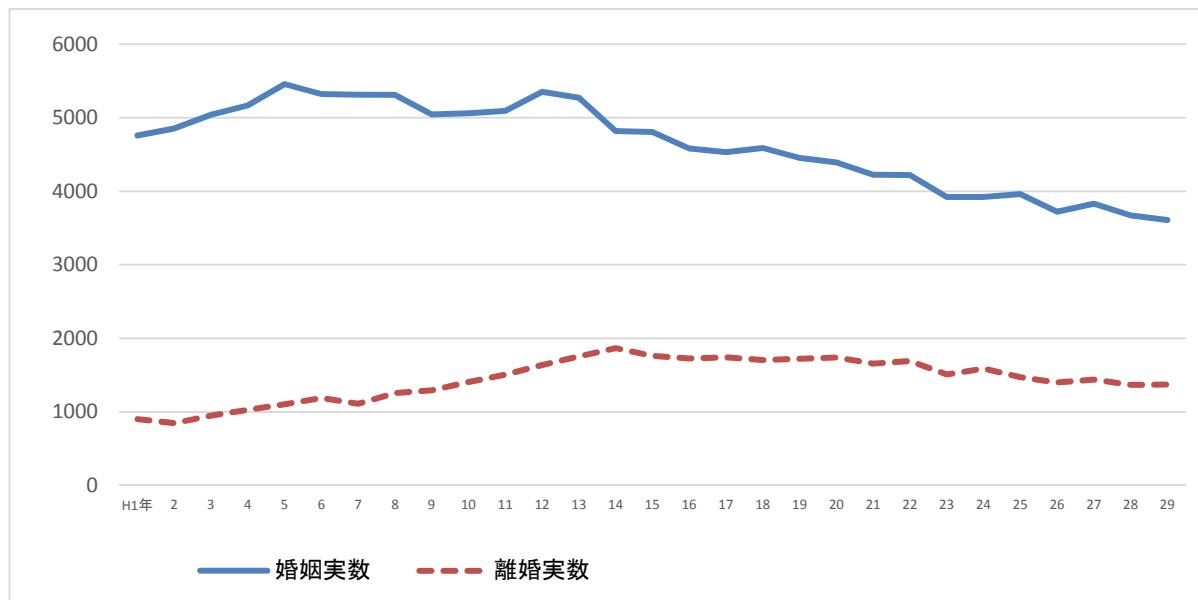
「転入・転出」の社会増減では全体的には転出の方が多く、転入が400~450件程度の横ばいで推移しています。また、「死亡・出生」の自然増減では、「死亡」が「出生」の3倍を超える自然減での推移となっています。



出典 : 1) 2)山梨県人口動態統計 転出及び転入:山梨県常住人口調査

3) 山梨県 婚姻離婚状況

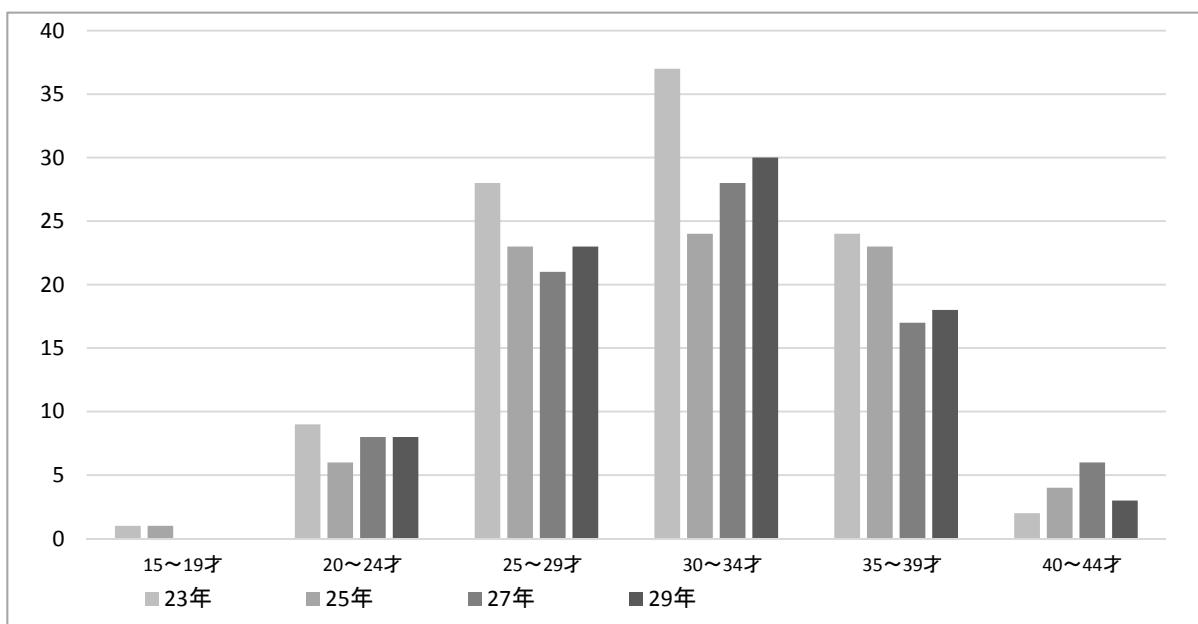
婚姻離婚の状況は、婚姻が平成11年から12年頃をピークに減少し、離婚が平成7年頃よりなだらかに増加し、その後は横ばいで推移しています。



出典：山梨県人口動態統計

4) 母の年齢別出生状況

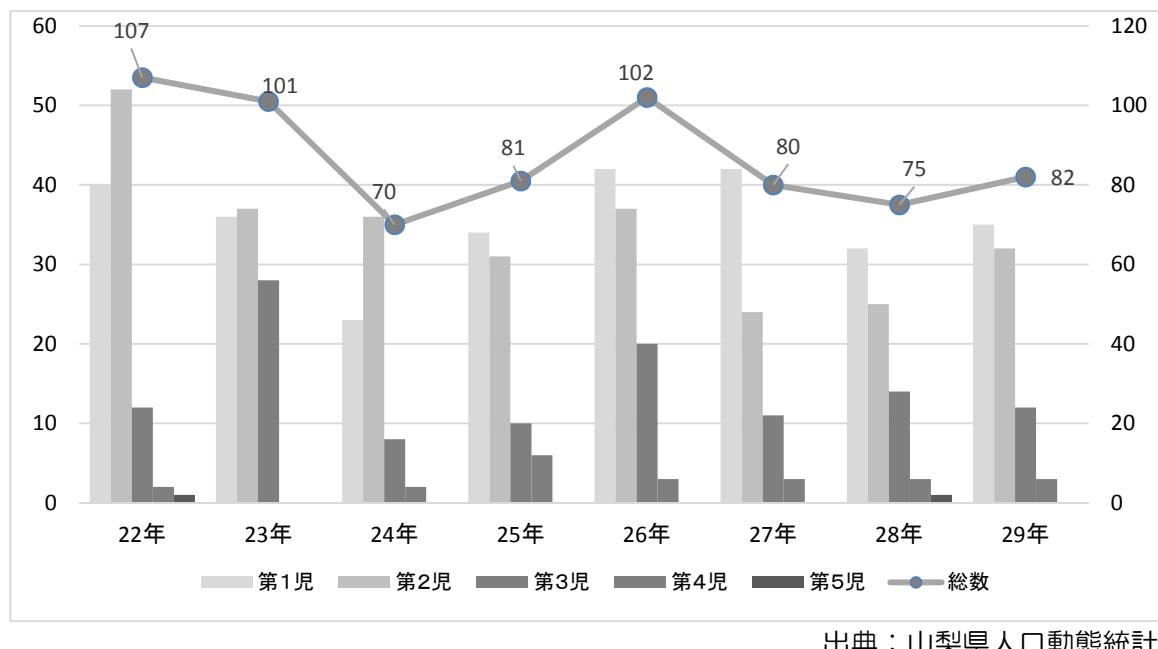
母の年齢別出生状況では、25歳から39歳での出生が多く、15歳から19歳及び、40歳から44歳での出生も少数ですが見られています。



出典：山梨県人口動態統計

5) 出生順位別出生状況

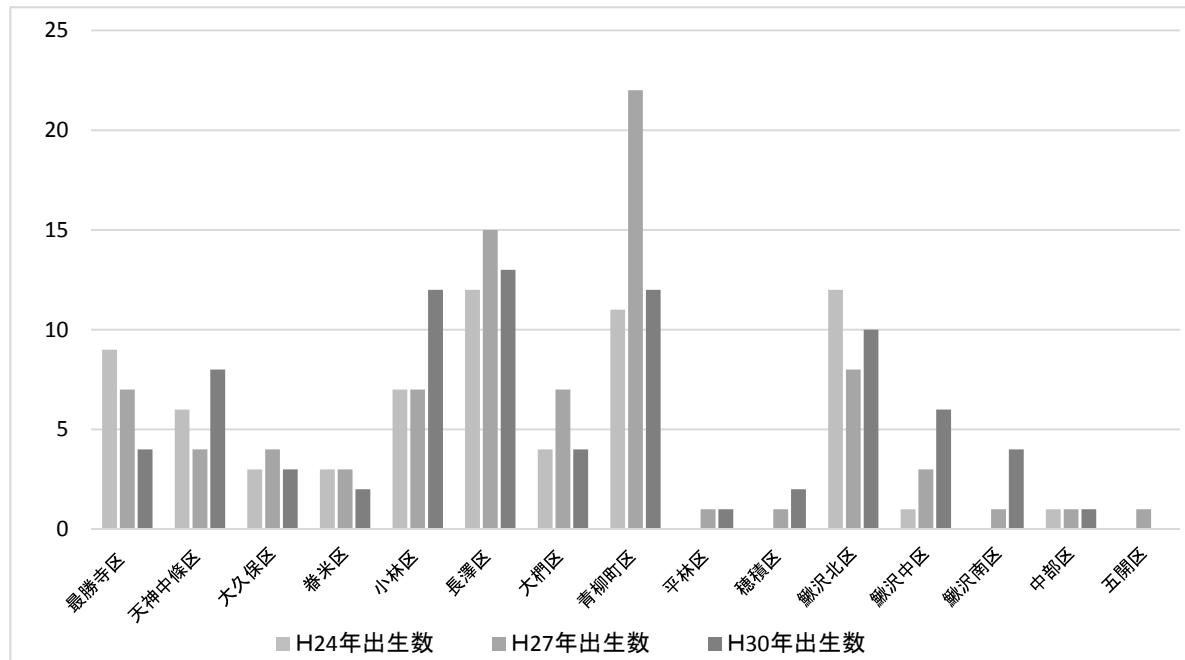
出生順位別出生状況は、年によりばらつきがありますが、毎年第3子までの出生が見られ、年によっては第4子、第5子の出生も見られています。



出典：山梨県人口動態統計

6) 地区別出生状況

地区別出生状況では、小林区・長澤区・青柳町区・鰍沢北区で毎年出生が多く、続いて最勝寺区・天神中條区・鰍沢中区となっています。平林区や中部区、五開区でも出生があります。



出典：富士川町出生台帳より

7) 女性の就業

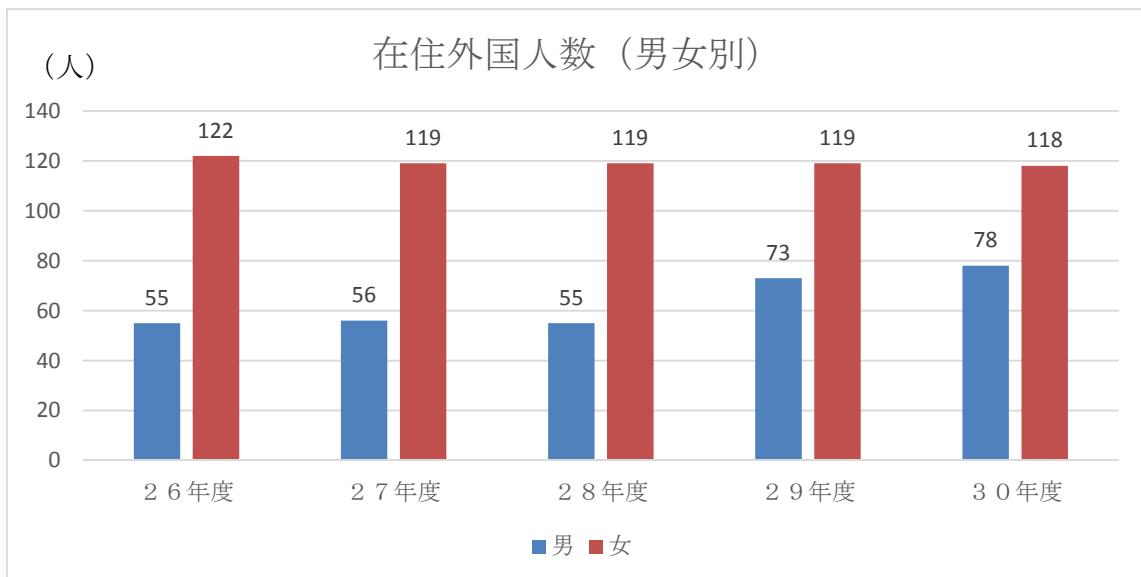
女性の年齢別の就業状況では、「30歳代」で就業率が減少し、その後「40歳代」で増加する傾向が見られます。平成22年度と平成27年度を比較すると「25歳～29歳」の女性の就業率のみ低下しています。



出典：平成22年・平成27年国勢調査 就業状態等基本集計結果

8) 在住外国人

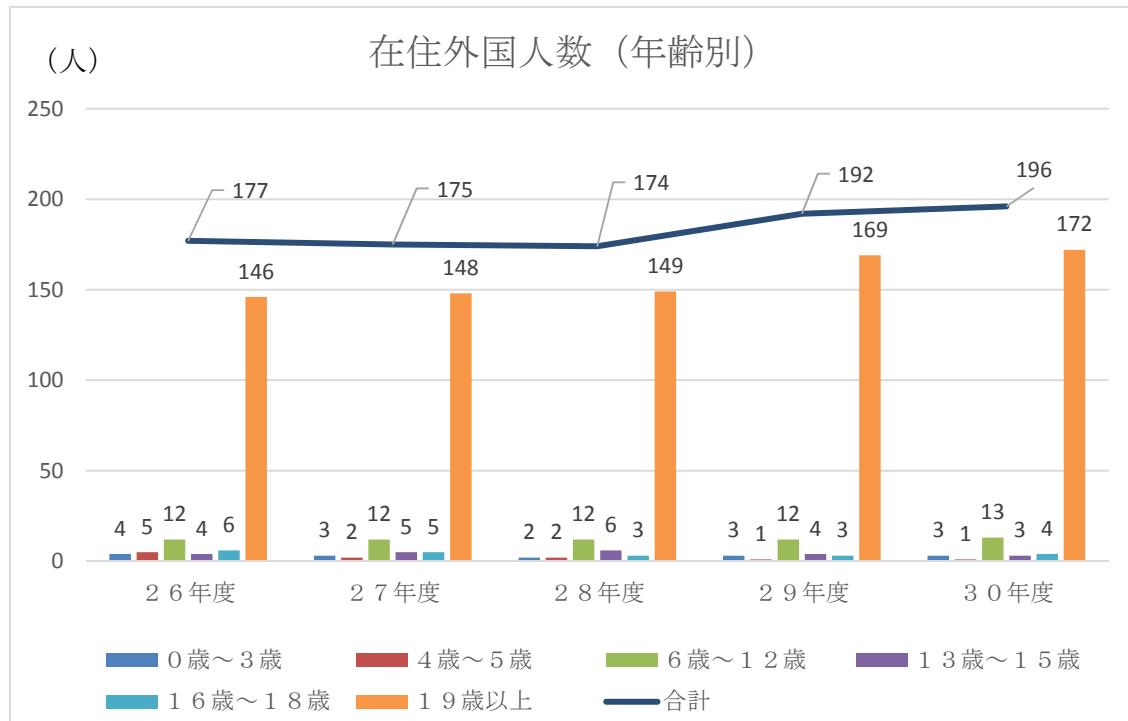
町内の在住外国人は、増加傾向での推移となっています。ここ2年間で男性の増加が著しいです。



出典：住民基本台帳人口 各年度4月2日 現在

9) 在住外国人年齢別人口

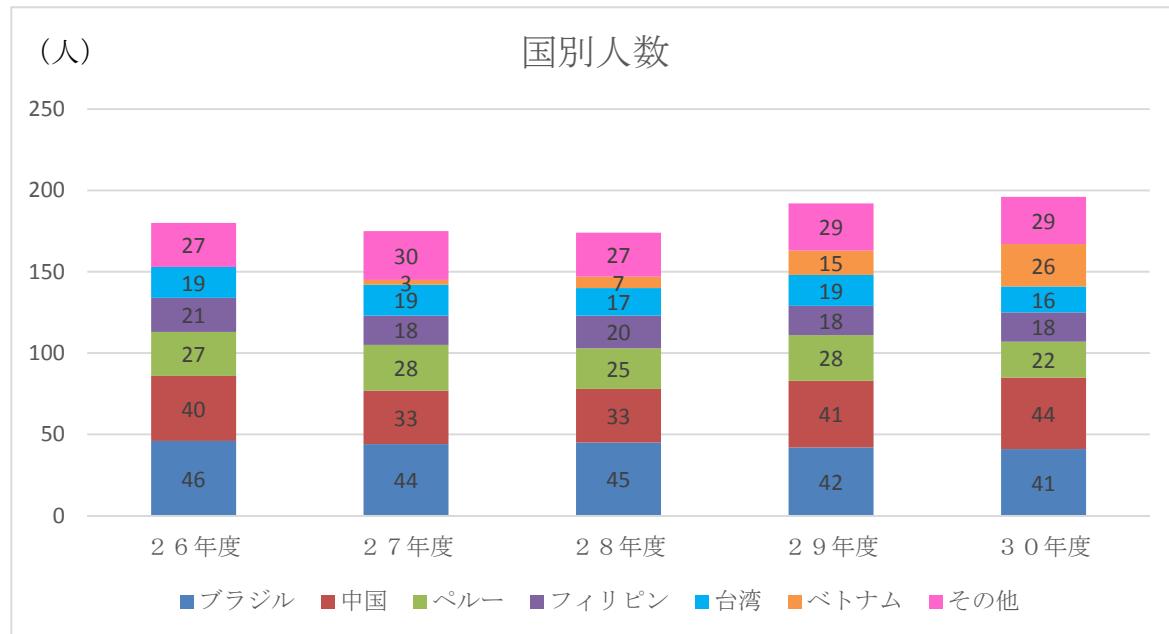
町内の在住外国人の大人と子どもの割合は約8:2となっています。19歳以下の人数は例年あまり変わらず、19歳以上の外国人が増加傾向です。



出典：住民基本台帳人口 各年度4月2日 現在

10) 在住外国人国別人口

国別では「中国」「ブラジル」が多く、ここ5年間で「ベトナム」が急増しています。



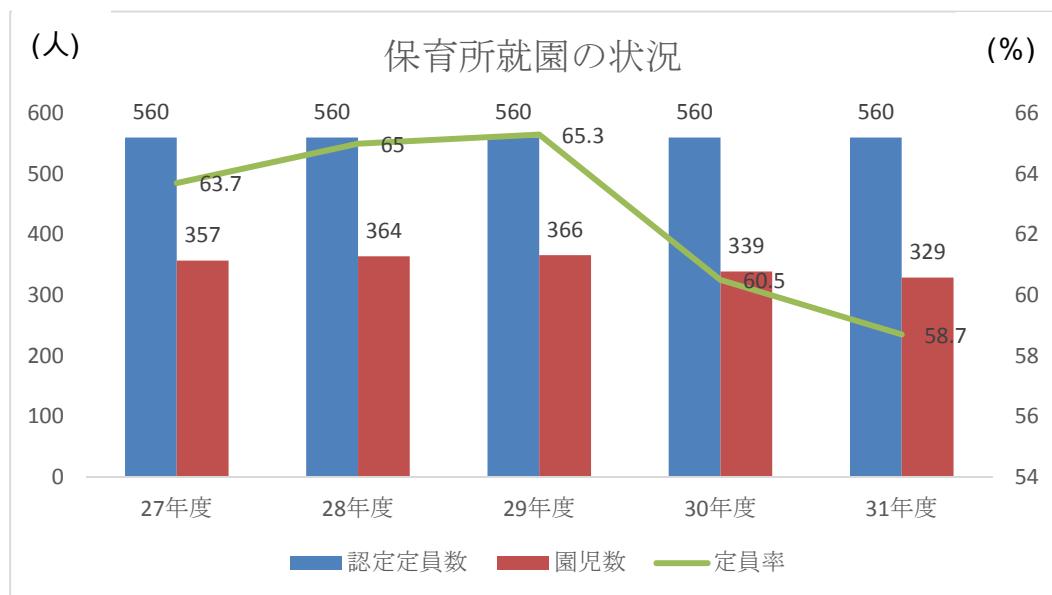
出典：住民基本台帳人口 各年度4月2日 現在

2 保育所・幼稚園の状況

1) 保育所就園の状況

町内には、町立5園、私立（たんぽぽ子どもの家）1園の保育所があります。保育所の認可定員数は、平成30年度以降は560人となっています。園児数は、平成27年度の357人から29年度までは366人に増加しましたが、30年度から減少に転じています。定員率は平成27年度の65.3%をピークに、定員数の増加もあったため、約60%台での推移となっています。

保育所別では、令和元年度現在、全保育所で定員に余裕があります。



保育所別の人員状況（平成31年度）

平成31年4月1日現在（広域入所児含む）

	第1保育所	第2保育所	第3保育所	第4保育所	第5保育所	たんぽぽ子どもの家
保育士数	11	6	6	9	7	10
認可定員	120	90	90	110	90	60
園児数	87	40	41	54	38	51
定員率	72.5%	44.4%	45.5%	49.0%	42.2%	85.0%

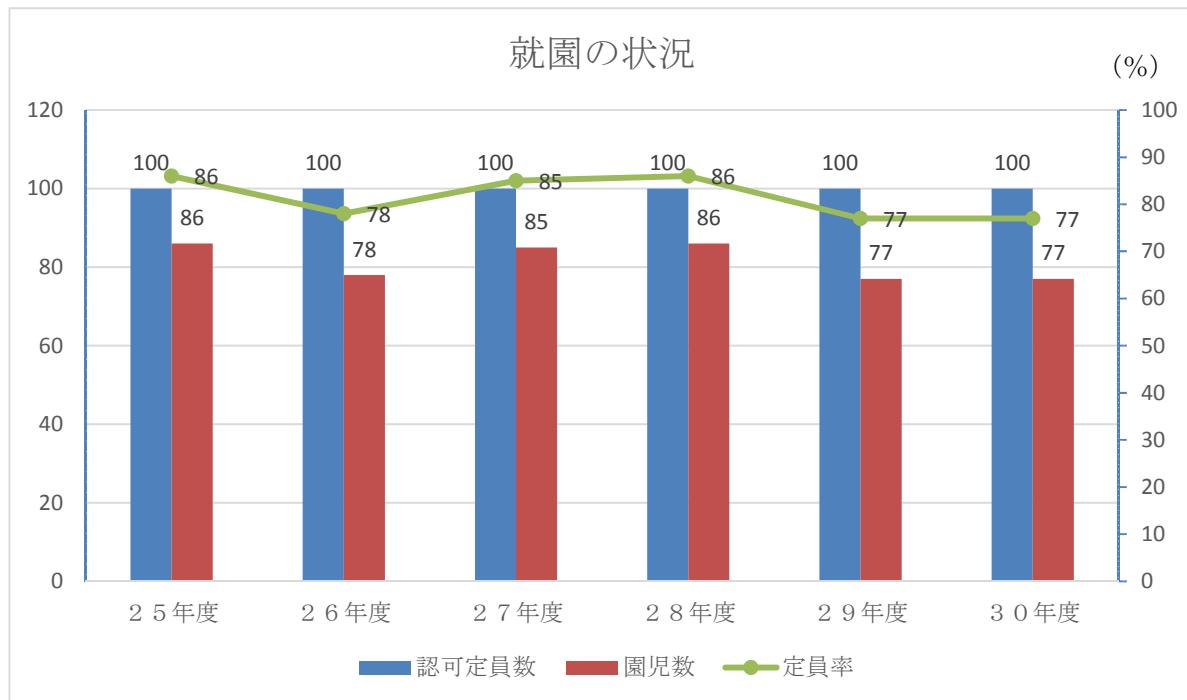
施設名	第1保育所	第2保育所	第3保育所	第4保育所
住所	天神中條646番地	長澤918番地1	最勝寺1362番地5	青柳町434番地
開所年度	昭和36年4月1日	昭和50年4月1日	昭和36年4月1日	昭和36年4月1日
標準保育時間	7時30分～18時30分	7時30分～18時	7時30分～18時	7時30分～18時
乳児保育の実施	1歳児～	1歳児～	1歳児～	6か月児～
休日保育実施	なし	なし	なし	なし
延長保育実施時間	18時30分～19時	なし	なし	なし

施設名	第5保育所	(私立)たんぽぽ子どもの家
住所	鰐沢813番地1	大久保241番地1
開所年度	昭和40年6月1日	平成23年4月1日
標準保育時間	7時30分～18時	7時30分～18時30分
乳児保育の実施	1歳児～	2か月児～
休日保育実施	なし	なし
延長保育実施時間	なし	18時30分～19時

平成31年4月1日現在

2) 幼稚園の就園状況

町内には、1ヵ所の幼稚園があり定員数は100名です。定員率はここ5年間、80%前半台での推移となっています。



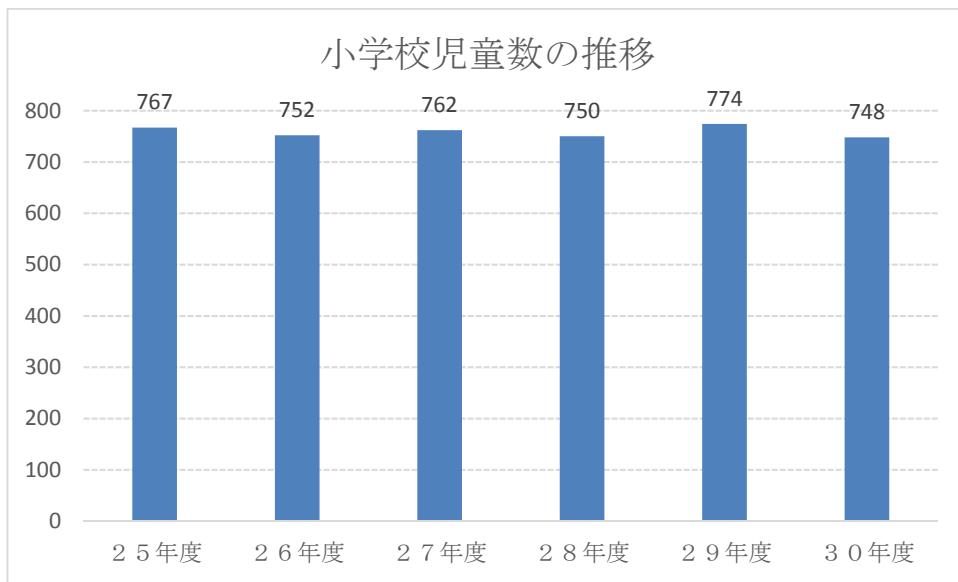
各年度5月1日現在

3 小学校・放課後健全育成

1) 小学校

町内の小学校は、平成26年度に5校から4校、平成27年度に3校となっています。

児童数は、減少傾向ではあるものの、750人前後となっています。



	25年	26年	27年	28年	29年	30年	(人)
小学校数	5校	4校	3校	3校	3校	3校	
1年生	141	123	146	111	121	103	
2年生	125	143	124	147	111	120	
3年生	98	127	143	124	146	112	
4年生	125	98	128	145	124	143	
5年生	135	124	98	126	145	122	
6年生	143	137	123	97	127	148	
合計	767	752	762	750	774	748	

30年度	増穂	増穂南	鰍沢
児童数	596	24	128
学級数	21	6	6
教員数（正規）	36	7	16

「学校基本調査」各年度5月1日現在

2) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、3カ所運営されています。平日は学校終了後から18時30分まで、学校休業日は朝7時30分から18時30分まで開所しています。

	障害児受入 可否	学校休業日以外の日	学校休業日	放課後児童 支援員
さくらなかよしクラブ				
ますほ北児童クラブ	可 (要相談)	学校終了後～18:30まで	7:30～18:30 (一日開所日)	各1～2人
ますほ南児童クラブ				

令和元年10月現在

3) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点は、子育て広場としてかじかざわ児童センターと富士川児童センターの2カ所で事業を実施しています。月曜から土曜日の開設となっています。

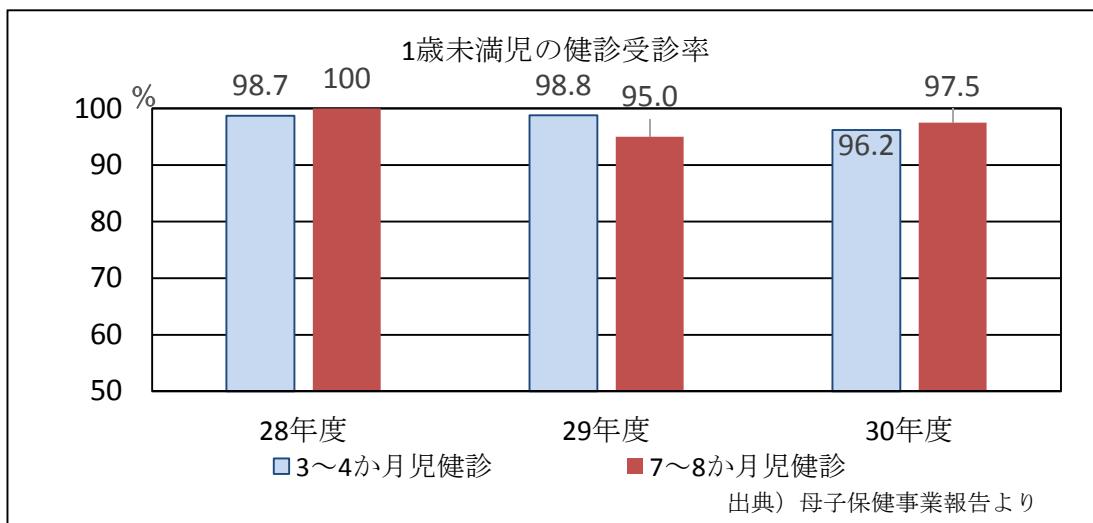
	設置場所	所在地	開設日時
子育て広場	かじかざわ児童センター	富士川町鰍沢1091番地1	月～土 9:00～17:00
	富士川町児童センター	富士川町最勝寺555番地	

4 母子保健等

1) 1歳児未満の健診

1歳児未満の健診は、「3～4か月児健診」と「7～8か月児健診」があります。

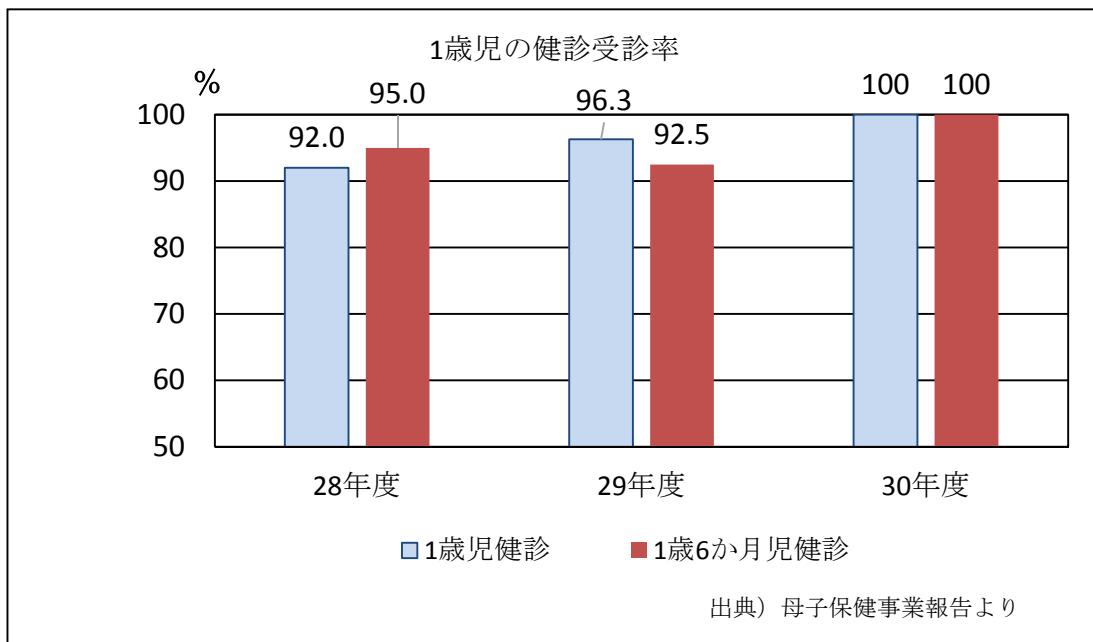
「3～4か月児健診」、「7～8か月児健診」ともに95%以上の受診率で推移しています。



2) 2歳児未満の健診

2歳児未満の健診は、「1歳児健診」と「1歳6か月児健診」があります。

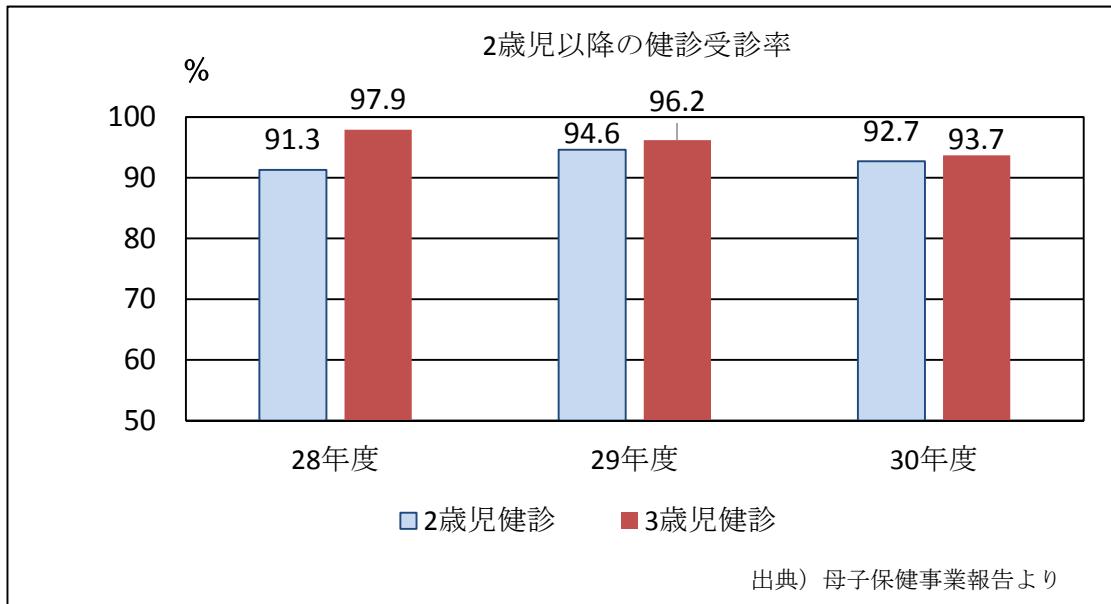
「1歳児健診」、「1歳6か月児健診」ともに92%以上の受診率となっています。



3) 2歳児以降の健診

2歳児以降の健診は、「2歳児歯科健診」と「3歳児健診」があります。

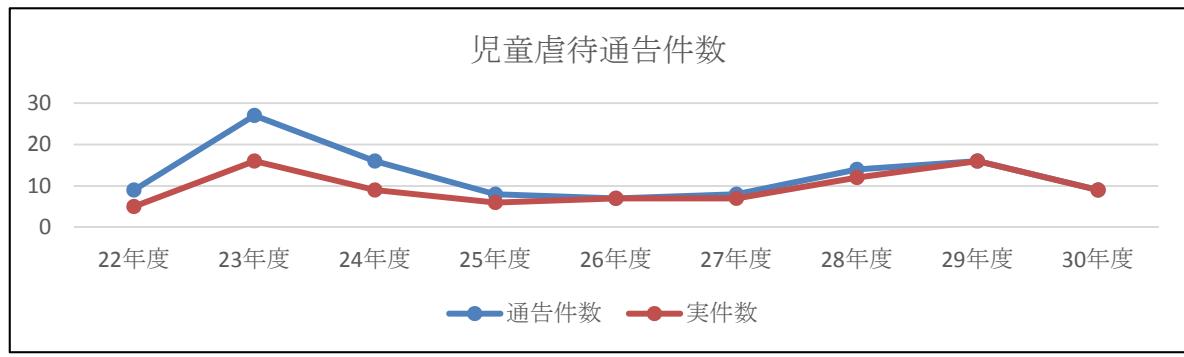
「2歳児歯科健診」、「3歳児健診」ともに、90%以上の受診率で推移していますが、30年度は前年度より受診率が低下しています。



4) 児童虐待の状況

児童虐待通告件数は、年間10~20件で推移しています。ただし、支援する件数は積み上げられますので、年々増加している状況です。

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
通告件数	9	27	16	8	7	8	14	16	9
非該当件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実件数	5	16	9	6	7	7	12	16	9
処遇数	5	16	9	6	7	7	12	16	9



5 アンケート結果の概要

本計画の策定に伴い、町内の就学前児童及び学童を持つ保護者にアンケート調査（平成30年1月）を実施しました。アンケート結果の概要は以下の通りです。

1) 就学前児童の保護者（回収率75.1%）

（1）子どもと家族の状況

○居住地区は「増穂地区」が約8割、「鰐沢地区」が約2割です。子どもの数は「2人」が約5割、「3人」が2割弱となっています。また、親の年齢は「30～39歳」が約6割で最も多く、全体の約5%がひとり親家庭となっています。

○理想の子どもの数は「3人」が最も多いのに対し、現実の子どもの数は「2人」が最も多くなっています。その理由としては、「お金がかかるから」が最も多く、以下「年齢的に無理だから」、「仕事ができない・続けにくいから」の順となっています。

（2）子どもの育ちをめぐる環境

○子育てに日常的に関わっている人は、「母親」が9割弱、「父親」が約6割、「祖父母」が約4割、施設では「保育所」が約6割、「幼稚園」が1割弱となっています。

○日頃、子どもをみてもらえる親族・知人については、「祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した人が多く、「緊急時もしくは用事の際」は5割強、「日常的に」は4割強が回答しています。

（3）保護者の就労状況について

①母親の就労状況

○母親の就労状況は、「フルタイムで就労」、「パート・アルバイト等で就労」3割強、「以前は就労していたが、現在は就労していない」2割弱となっています。

○就労している母親の平均像は、1週当たり「4～5日」の労働、1日当たり「7～9時間未満」の就労時間、家を出る時間は、「6～8時台」、帰宅時間は「16～18時台」となっています。

○就労していない母親の就労希望は、8割弱の人が「就労したい」と回答しています。

②父親の就労状況

○父親の就労状況は、「フルタイムで就労（育休・介護休業中ではない）」が98.7%となっています。

○就労している父親の平均像は、1週当たり「4～5日」労働、1日当たり「9～11時間未満」の就労時間、家を出る時間は、「6～8時台」、帰宅時間は「19～21時台」となっています。

(4) 教育・保育事業について

- 平日の定期的な教育・保育事業は7割強が利用しており、そのうち8割強が「認可保育所」、1割弱が「幼稚園」を利用しています。
- 地域子育て支援拠点事業については、「利用していない」が8割を超えていました。
※地域子育て支援拠点事業とは、児童センターでの、交流や相談、教室などを総称しています。（P69参照）
- 土曜・日曜・祝日・長期休暇中とも、定期的な教育・保育を「利用する必要はない」が最も多く、日曜・祝日が7割、土曜・長期休暇中が8割となっています。
- この1年間に、子どもが病気やケガで定期的な教育・保育事業が利用できなかったことは8割の方が「あった」と回答し、その時の対処方法は、「母親が休んだ」が最も多くなっています。
- 保護者の用事により、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかったことが「あった」が2割弱います。「あった」時の対処方法としては、すべての方が「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」と回答しています。

(5) 職場の両立支援制度について

- 育児休業の取得状況については、母親の約4割が「取得した（している）」と回答している一方、父親の8割強は「取得していない」と回答しています。
- 育児休業後の職場復帰の状況は、母親の7割が「職場に復帰した」と回答しています。
- 育児休業取得後の短時間勤務制度の利用については、母親は「利用する必要がなかった」が最も多く続いて3割弱が「利用したかったが利用しなかった（できなかった）」と回答しています。利用しなかった理由として、母親は「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」6割強が最も多くなっています。

(6) 育児休業給付、保険料免除の制度認知

- 育児休業給付、保険料免除の制度認知については、「いずれも知っていた」約4割、「いずれも知らなかった」2割強、「育児休業給付のみ知っていた」3割弱となっています。

(7) 子育ての環境や支援への満足度について

- 富士川町における子育ての環境や支援への満足度については、「普通」約5割、「やや満足」2割弱、「満足」「やや不満」1割強となっています。

2) 小学校児童の保護者（回収率92.8%）

（1）子どもと家族の状況

- 子どもの数は「2人」が約5割となっています。また、親の年齢は「40～49歳」が約6割で最も多く、全体の約15%がひとり親家庭となっています。
- 理想の子どもの数は「3人」が最も多いのに対し、現実の子どもの数は「2人」が最も多く、その理由としては、「お金がかかるから」が最も多く、以下「年齢的に無理だから」、「仕事ができない・続けにくいから」の順となっています。

（2）子どもの育ちをめぐる環境

- 子育てに日常的に関わっている人は、「母親」が約9割、「父親」が約5割、「祖父母」が3割強となっています。
- 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人については、「祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した人が多く、「緊急時もしくは用事の際」の5割強、「日常的に」は4割強が回答しています。

（3）保護者の就労状況について

①母親の就労状況

- 母親の就労状況は、「フルタイムで就労」が5割弱、「パート・アルバイト等で就労」3割強、「以前は就労していたが、現在は就労していない」約1割となっています。
- 就労している母親の平均像は、1週当たり「4～5日」労働、1日当たり「7～9時間未満」の就労時間、家を出る時間は「6～8時台」、帰宅時間は「16～18時台」となっています。

○就労していない母親の就労希望は、6割弱の人が「就労したい」と回答しています。

②父親の就労状況

- 父親の就労状況は、ほとんどが「フルタイムで就労（育休・介護休業中ではない）」と回答しています。
- 就労している父親の平均像は、1週当たり「5～6日」労働、1日当たり「9～11時間未満」の就労時間、家を出る時間は、「6～8時台」、帰宅時間は「19～21時台」となっています。

（4）教育・保育事業について

- この1年間に、子どもが病気やケガで学校を休まなければならなかつたことは、7割強で「あった」と回答し、その時の対処方法は、「母親が休んだ」が最も多くなっています。

- 小学校低学年時の放課後の過ごし方については、「自宅」が約5割、「習い事」が3割強、「放課後児童クラブ」が4割強となっています。
- 小学校高学年時の放課後の過ごし方については、「自宅」が8割弱、「習い事」が5割弱、「祖父母宅や友人・知人宅」が2割弱となっています。
- 土曜、日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望については、いずれも「利用する必要はない」が最も多く、夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中については、「利用する必要はない」が3割弱、「低学年の間は利用したい」が3割弱、「高学年になっても利用したい」が約2割となっています。

(5) 子育ての環境や支援への満足度について

- 富士川町における子育ての環境や支援への満足度については、「普通」約5割、「やや満足」2割弱、「やや不満」1割強となっています。

第3章 計画方針



「楽しかった恐竜展」

「楽しかった恐竜展」

（増穂小学校2年 保坂流星くん）

家族で国立科学博物館の恐竜展に行って、とても楽しかったです。

第3章 計画方針

1 基本的な考え方

富士川町では、次代を担う子どもが、健やかに成長していくための環境づくりや親になる世代が、希望を持って安心して子どもを産み育てる事のできる環境整備に取り組んできました。

本計画においても、子ども子育て支援法にある、子育てについての第一義的責任は保護者にあることを基本認識としつつ、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重される地域づくりを推進します。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

また、子どもの健全な成長をささえ、保護者一人ひとりが充実した生活と子育てができる環境にしていくために、保護者ニーズとともに子どもにとっての最善な支援体制を充実する必要があります。

そのためには、行政の横断的な連携が必要であり、また、家庭、保育所、学校のみならず、様々な組織や団体の人たちの協力と支え合いが不可欠です。

そこで、本計画の総合目標を下記に定め、計画を推進します。

「子どもの育ちと子育て家庭を地域全体で支えるまち　ふじかわ」

2 基本方針

本計画の推進にあたっては、以下の基本方針と基本的な視点に配慮し取り組みを進めます。

1. 子どもの育ちを大切にする

すべての子どもが、その誕生と成長を社会全体から祝福され、生まれてきたことの喜びを感じることによって、豊かな人間性を形成できるよう、子どもの育ち、幸せを第一に考え、その利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

2. 子育て家庭を支援する

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を重視しながら、子どもを生み育てる男女が、結婚や出産、仕事に楽しみや希望を感じ、互いに協力して、安心して子育てができるよう、子育て家庭を支援します。

3. 地域社会全体で子どもを育む

次代を担う子どもは社会の宝です。このことをすべての住民が認識し、地域が、人々の交流を通して、あたたかい心で子どもをはぐくみ、子育てしやすく、子どもが健やかに育つ環境づくりにまち全体で取り組みます。

4. 子育て世代包括支援センターを中心とした、切れ目のない子育て支援の推進

妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなど、切れ目のない支援を提供します。また、地域の子育て資源の育成や開発等に努めます。

【計画の基本的な視点】

- 子どもの視点
- 次代の親の育成という視点
- サービス利用者の視点
- 社会全体による支援の視点
- 仕事と生活の調和の実現の視点
- 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点
- 全ての子どもと家庭への支援の視点
- 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- サービスの質の視点
- 地域特性の視点

3 施策体系

「子どもの育ちと子育て家庭を地域全体で支えるまち ふじかわ」

基本方針

子どもの育ちを大切にする

子育て家庭を支援する

地域社会全体で子どもを育む

子育て世代包括支援センターを中心とした、切れ目のない子育て支援の推進

基本目標1 すべての子育て家庭を支援する

施策1 地域における子育て支援の充実

施策2 経済的負担の軽減

施策3 児童の健全育成の推進

基本目標2 仕事と家庭生活の両立を支援する

施策1 保育サービスの充実

施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標3 子どもの健やかな成長を支援する

施策1 健康の保持・増進

施策2 食育の推進

施策3 思春期保健対策の推進

基本目標4 配慮が必要な子どもと家庭を支援する

施策1 児童虐待の防止

施策2 ひとり親家庭の自立促進

施策3 障害のある子どものいる家庭への支援

施策4 子どもの貧困対策の推進

基本目標5 子どもの教育環境を充実する

施策1 特色ある学校教育の充実

施策2 家庭や地域の教育力の向上

施策3 次代の親の育成

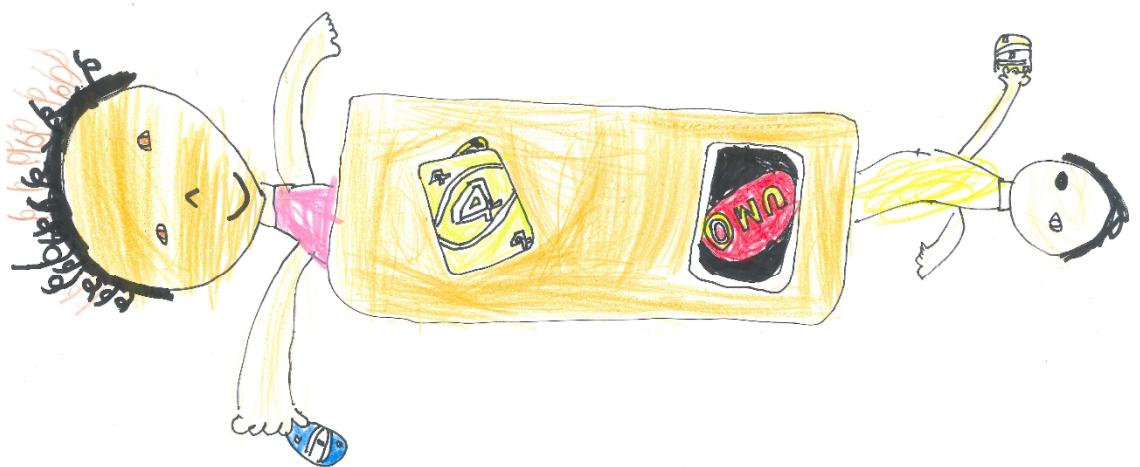
基本目標6 安心して子育てできる環境をつくる

施策1 安心して暮らせるまちづくり

施策2 交通安全対策の推進

施策3 子どもたちの安全確保

第4章 基本計画



「UNO をして楽しかったよ」

「UNO をして楽しかったよ」

（増穂小学校1年 望月亮太くん）

児童クラブで、お友達と UNO をして楽しかったです。

第4章 基本計画

基本目標 1 すべての子育て家庭を支援する

◆現状と課題

核家族化やひとり親世帯の増加など家族構成が変化しています。また、近隣との関係の希薄化などもあり、子どもや子育て家庭の負担感は多く、家庭における養育力の低下も指摘されています。そのため、子どもを産み育てるに不安を抱える保護者が増加しています。子育て家庭が孤立することがないよう、地域全体で支える地域力の強化が望されます。

経済情勢が依然として厳しい中、子育てに伴う教育費などの経済的負担が大きくなっています。国や県の動向を検討しつつ、保育料の軽減や医療費助成など出産や子育てに関わる公的助成制度の充実を図っていく必要があります。

また、少子化の進行により、地域の子どもが少なくなり、遊びを通じた仲間関係の形成や子どもたちの社会性の発達と規範意識の形成が難しくなっています。そこで、各種行事や地域でのふれあいの機会などを通じて、地域の大人が積極的な関わりを持って、児童の健全育成を進めが必要です。

加えて、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備をしてきました。

施策 1 地域における子育て支援の充実

◆施策の方向

(1) 子育て支援のネットワークづくりと相談体制の充実

子育てを地域で支える子育て支援ネットワークの充実を図るとともに、地域の組織や団体への支援や育成に努めます。

また、子育て世代包括支援センターを中心に身近な場所での育児相談の機会や親子の交流の場づくりなどを通じて、相談支援体制の充実を図ります。

(2) 情報提供や地域子育て支援拠点の充実

ホームページや子育て情報パンフレットなどで、子育て中の人が必要とする情報提供の充実を図るとともに、地域子育て支援センターや児童センター事業の充実など、地域における子育て支援拠点の充実を図ります。

◆主な取り組み

名 称	内 容
ファミリーサポート事業	子どもを預けたい人（お願い会員）、預かれる人が会員（まかせて会員）となり地域の中で支え合う預かり事業で、かじかざわ児童センターに事務局を置いて、ファミリーサポーターの養成や会員間の調整、事業の周知を実施しています。今後もさらに推進していきます。
愛育会活動の促進	愛育会組織の育成・支援を行い、地域の子育て支援活動を中心に、子どもからお年寄りまでの幅広い世代を対象に組織活動展開します。
育児支援の充実	養育者の育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ、若年妊娠等により、子育てに対して不安、孤立感等を抱える家庭、又は虐待の恐れのある家庭等に、家事等の援助及び育児相談等を行います。
子育てガイドブックの作成・配布	子育てに関わる施設の紹介や子育て支援事業等を掲載した子育てガイドブックを改訂します。
子育てマップの作成・配布	子育てに関わる施設（児童センターや保育所、公園等）の紹介に特化したマップを作成し配布します。
地域子育て支援センター事業（子育て広場）	富士川町児童センター及びかじかざわ児童センターに設置され、月～土曜まで専門職が常駐し、母子相互の交流や育児相談などに対応します。
児童センターの充実	子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設です。富士川町児童センター及びかじかざわ児童センターをさらに充実させるとともに、ニーズに合わせた事業の展開を図ります。

乳幼児親子への 災害対策	災害時において必要とされる乳幼児用物品（液体ミルク・紙おむつなど）を備え、乳幼児親子が安心して避難できる受け入れ体制を作ります。また、日頃からの備えや避難についての教育指導を防災交通課と連携しながら実施していきます。
子育て世代包括支援 センター事業 (利用者支援事業)	専門性を生かした「母子保健型」及び、より住民に密着した「基本型」が連携し、地域の関係機関とも必要な情報を共有する中で、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ない支援を実施していきます。
ボランティア養成の 受入れ	児童センターでのボランティア体験を通じて、様々な出会いの中から新しい発見やボランティアについて考える機会、将来の進路を考える機会を提供します。

施策2 経済的負担の軽減

◆施策の方向

(1) 子育てに伴う経済的負担の軽減

子育てに伴う経済的負担を軽減するため、子ども医療費の窓口無料化の継続と、保育料及び義務教育費の軽減などの充実に努めます。

(2) 妊婦健診、医療費助成の充実

妊娠一般健康診査費用や子どもの医療費の自己負担額を助成し、適正な医療の確保と経済的負担の軽減を図ります。

◆主な取り組み

名 称	内 容
児童手当の支給	中学校修了前までの児童を養育している家庭に、児童手当・特例給付の支給を行います。
妊娠一般健康診査 公費負担	妊娠一般健康診査として14回の健診費用、及びHTLV-1抗体検査とクラミジア抗原検査、また産婦健康診査として2回の健診費用を公費負担するとともに、制度の周知と利用促進に努めます。
子ども医療費の助成	高校3年生までを養育する世帯に対し、子ども医療費の窓口無料化を引き続き実施します。
不妊治療費等の助成	高額な医療費を要する不妊治療を行う夫婦に対し、経済的負担を軽減するために、不妊治療費等の一部を助成する制度の周知に努めます。
保育料の軽減	教育及び保育認定をした施設に通う児童の保育料を、国の定める基準より独自に軽減します。
学校給食費の補助	18歳以下の子どもが2人以上いる家庭の学校給食費について、第2子の児童生徒は半額、第3子以降は全額補助します。
出産祝金	出産した子を養育している世帯に対し、出産祝金を支給します。
保育料の無償化	子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園等、就学前障害児の発達支援を利用する3歳から5歳までのすべての子どもたちの、保育料の無償化を行います。

施策3 児童の健全育成の推進

◆施策の方向

(1) 団体活動の充実

放課後子ども教室や子どもクラブ、スポーツ少年団などの団体活動を通じて、子どもたちの健全育成を進めます。

(2) 地域行事への参加の促進

祭りやイベント、奉仕活動など、地域行事への子どもと大人の参加を促進するなど、ふれあう機会の増加に努めます。

(3) 非行防止への取り組み

地域と一体となって青少年の健全育成に取り組むとともに、薬物乱用等の予防や意識啓発を推進します。

◆主な取り組み

名 称	内 容
放課後子ども教室	<ul style="list-style-type: none"> ○児童センターの設置されていない増穂南小学校での放課後子ども教室（増南ゆずっ子教室）を実施します。 ○大自然の中で、野外体験活動や自然の観察をしながら環境問題への興味、関心を高めるとともに異年齢集団での宿泊活動を通して、自主性、協調性を育て、あわせて地域ジュニアリーダーとしての育成を図るために、大自然体験会を実施します。 ○児童がワクワクしながら科学に親しみ、興味をもってもらうために、わくわく科学教室を実施します。 ○児童生徒の学力支援のために、月2回程度の学力フォローアップ教室を実施します。 ○放課後子ども教室のプログラム内容、実施日等を検討しながら、月1回程度の体験活動の実施を目指します。 ○放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携プログラムの実施に向け、協力体制を整えていきます。
スポーツ教室	教室を通じ、スポーツの楽しさ等を理解してもらい、競技人口の拡大を図るとともに、参加者相互の交流を図ります。
育成会親睦球技大会	スポーツを通して、健全な体づくりと、各地区の子ども同士の親睦を深めるため、球技大会を実施します。

名 称	内 容
スポーツ指導者の育成	各種スポーツ関係団体に意見を求め、指導者の確保や育成に努めます。
お話の会・お楽しみ会	町民図書館事業のお話の会(協力団体・朗読の会 すずらん)や本を利用しながらの工作教室などを行います。 また、子ども・親子・三世代を対象に、本を読むことの大切さを知ってもらう機会として、朗読発表会を実施します。
伝統文化子ども教室	教育委員会や文化協会加入団体の主催により、おことくらぶ・子ども茶道教室・子ども舞踊教室を開催します。
子ども将棋大会	将棋名人輩出の町として、名人の偉業を後世に伝えるとともに、県下の子どもたちに将棋に親しんでもらうために、富士川カップ小中学生将棋大会を開催します。
体験教室	子ども・親子・三世代を対象とした、体験型交流教室を年1～2回実施します。
児童の健全育成のための啓発	青少年の非行問題に取り組む強調月間・社会を明るくする運動(7月)と、青少年健全育成強調月間(11月)の推進とともに、青少年健全育成講演会等の開催や地域での育成活動を支援します。インターネットや薬物対策など時代の状況に即した青少年健全育成に努めます。
薬物乱用防止の啓発	児童生徒が薬物の心身への悪影響や違法性を正しく理解し、薬物の誘いに適切に対処できるよう、保健所や薬物乱用防止指導員と連携し、小中学校の保健体育の授業や、学校行事の折に薬物乱用防止の啓発活動を実施します。

基本目標2 仕事と家庭生活の両立を支援する

◆現状と課題

核家族化や共働き家庭の増加、また、保護者の就労形態の多様化などにより、保育ニーズは多様化しています。保護者の就労や社会参加の際、安心して子どもが預けられる環境整備と保育体制の充実が必要です。また、幼児教育へのニーズにも対応できるよう、幅広い保育サービスメニューの整備も課題となります。

また、一方で仕事偏重の生活意識を見直す事も提唱され、国は、「仕事と生活の調和憲章（ワーク・ライフ・バランス憲章）」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等に基づき、家庭・地域・企業等の社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現を目指しています。就労の場では、男女ともに子育てをしながら、継続して就労できる職場の環境や雰囲気づくりが重要であり、事業主の理解を深めることも必要です。

施策1 保育サービスの充実

◆施策の方向

（1）保育サービスの充実

0歳児保育や延長保育の充実、一時保育の実施など、利用者ニーズに合ったサービスの充実に努めます。

（2）保育内容の充実

実技研修等により保育士の資質向上を図るとともに、幼児一人ひとりの個性を大切にし、体験を重視した指導内容により、創造性や社会性を培う保育を推進します。

（3）保育施設の充実

老朽化が進み、問題がある保育施設については、計画的に修繕や建て替え等の整備を進めます。

◆主な取り組み

名 称	内 容
保育サービスの実施	0歳児からの受け入れを計画的に拡充します。また、保護者の就業時間に合わせた保育ニーズに対応できるよう、延長保育の充実に努めます。
一時保育事業	月当たり7日以内の利用となる一時保育事業の実施を継続するとともに、町の広報やホームページなどを利用して制度の周知と事業の充実を図ります。
保育内容の充実	多様な保育ニーズに対応できるよう、職員研修を充実させ、保育の質の向上に努めます。 各園の特色ある保育を継続し、発達を促す運動や体力づくり、絵本の読み聞かせを重視するとともに、小学校での英語学習への導入として、年長児を中心で英語で遊ぶ時間も取り入れるなど、子どもが心身共に育成されるよう教育、保育のさらなる充実を図ります。
保育所地域活動事業	各保育所で高齢者とのふれあい、いきいきサロンの訪問、デイサービス訪問、高齢者施設訪問及び高齢者の保育所への招待、地域連携避難訓練等を今後も継続して実施します。
保育所の整備・充実	定期的な施設点検を実施し、改修が必要な場所、設備については、計画的な修繕等の対応を進め、安全な施設環境の保持に努めます。
放課後児童健全育成事業	保護者の就労等による放課後留守家庭児童の健全な育成を図るために、家庭に代わる生活の場を提供します。子どもの情緒面への配慮及び安全性の確保等の点から、平成27年度からの新基準に基づき、放課後児童クラブ児童支援員資格を持つ職員を配置し、人員の適正化を図ります。
病後児保育	病気の回復期であるため、集団生活が困難な児童において、町内医療機関と連携し、保育事業を実施します。

施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進

◆施策の方向

(1) ワーク・ライフ・バランスの啓発

家庭生活とバランスのとれた職業生活を送ることができるよう、年次有給休暇の取得促進、連続休暇の拡大、所定労働時間の削減など労働時間の短縮や労働時間の弾力化に向けた事業主・管理職への理解の促進を図ります。

(2) 育児休業制度等の普及啓発

子育てしながら安心して働き続けることができる職場づくりの必要性について、研修会等の機会を通じて企業の理解を促進します。

◆主な取り組み

名 称	内 容
ワーク・ライフ・バランスの啓発	職場優先の意識を変え、家庭生活とバランスのとれた職業生活を送ることができるよう、チラシ・パンフレット・講座などを通じて意識啓発を行います。
男女共同参画推進条例の推進	性別にかかわりなく、互いの人権を尊重し、誰もが自立した個人として、その個性と能力を十分に発揮することできる男女共同参画社会を推進します。
事業所における子育て支援の促進	育児休業制度等の普及に向けた啓発と、制度の利用しやすい環境づくりを促進します。

基本目標3 子どもの健やかな成長を支援する

◆現状と課題

健やかに子どもを生み育て、健全な生活習慣を確立するためには、育児に関する適切な情報の提供や具体的な助言、相談対応などのきめ細やかな母子保健サービスの提供が必要です。また、病気や障害の早期発見・早期治療（早期療育）を図るためにには、保健・医療・福祉の関係機関との連携が欠かせません。しかし、産科医、小児科医の不足など医療体制の充実が課題であり、県や周辺市町との連携を図って対応する必要があります。

また、心身の健全な発達や健康的な生活習慣づくりのためには正しい食生活づくりが重要です。将来、生活習慣病になることがないよう、幼少期から食生活・生活習慣に関する正しい知識を普及・啓発していくことが必要です。

また、薬物や性の問題の低年齢化、うつ症状を訴える子どもの増加など問題が複雑化、多様化しています。一方、携帯電話やインターネットを通じた、犯罪被害や不法薬物などの購入、性問題などは問題化しないと分からないのが実情です。子どもの健全育成について保護者はもとより、地域住民も一体となって対応に努めるとともに、相談や早期対応が可能な体制づくりが必要になっています。

施策1 健康の保持・増進

◆施策の方向

（1）妊娠と出産の支援の充実

子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期を健やかに送り安心して出産を迎え、育児に自信をもって取り組めるよう、個に合わせた、妊娠期の過ごし方や出産・子育てに関する相談や情報の提供を充実します。

（2）子どもや母親の健康づくり

子どもや母親に対する各種健診や予防接種の勧奨などを通じて、健康の確保を図るとともに、相談体制を充実し保護者の育児不安の解消に努めます。

（3）医療体制の充実

安心して子どもを産み育てられるよう、県や近隣市町、関係機関との連携により小児医療の充実を図ります。

◆主な取り組み

名 称	内 容
不妊に関する相談対応	不妊についての相談、不妊相談窓口や専門医療機関の紹介、助成制度等の周知に努めます。
妊娠期の健康管理の啓発	妊娠期の健康管理についての指導、相談体制を充実し、妊婦健診の推奨、啓発、運動・栄養管理、禁酒・禁煙指導など健康管理の啓発に努めます。
母子健康手帳交付	住民ニーズに合わせて、毎月2回の交付日と随時の交付で対応しています。手帳交付時に、妊婦健康相談や今後の地域支援、相談窓口、支援スタッフの紹介などを行います。今後も母子健康手帳の活用について、周知に努めます。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に対し、保健師・助産師による家庭訪問を実施し、子育て支援に関する情報提供並びに支援の必要な家庭に対する助言及びサービス提供を行います。
家庭訪問事業	全ての母子の健康状態の確認や育児不安の軽減等を目的に町の保健師・助産師が個別家庭訪問を実施します。町外への里帰り出産時は、開業助産師等に随時委託対応します。
子育て支援こころの相談	心理職員による個別相談事業を行っています。それ以外にも、住民ニーズに対しタイムリーに町の保健師・助産師が個別相談を行っています。
乳幼児健診	乳幼児、1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児健診、6歳児健診（就学時健診と共に）を実施しています。未受診者には地区担当保健師から電話連絡や家庭訪問を実施しています。
幼児歯科健診及び歯科指導	7、8か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児健診において、歯科健診及び歯科指導を実施しています。また、2歳児では個別の歯みがき指導を実施し、むし歯予防を徹底しています。
保育所における歯科保健指導	歯科検診を年2回実施するとともに、毎食後、おやつ後の歯みがき指導も行い、むし歯予防に努めます。
予防接種の助成	定期接種は、すべて公費負担しています。保護者の希望する医療機関と契約し、主治医で全て個別接種できます。今後も制度の周知と利用促進に努めます。
乳幼児健診等の場を活用した親への相談指導	健診対象人数を20～25名程度として、健診時できるだけ親の心が開けるよう、相談スタッフ・相談時間の確保を図ります。また、各種教室においても相談の時間を設定します。

名 称	内 容
乳幼児健診等の場を活用した子どもの事故予防の啓発	乳幼児、1歳6か月児、3歳児健診で、誤飲、転落、転倒、やけど等の事故予防についてのパンフレットを渡し、啓発に努めています。
育児教室の開催	乳児期はすこやか教室を実施します。また児童センターでは育児教室（ぴよぴよクラブ）などを実施し、相互の交流や育児に関する健康教育と個別相談を実施します。 また、児童対象の教室を開催し、児童の交流や健全育成支援を図ります。
母親学級・両親学級	母親学級に加え、日曜日に両親学級を開催し、父親の育児参加への動機付けとします。特に父親の育児参加の推進に大きな役割を果たしているため、今後も内容の充実に努めます。
医療体制の整備	近隣市町と連携し産科医、小児科医などの医療体制の充実に努めます。
山梨県産後ケア事業	宿泊型の支援事業で、母体の休養や母体ケア・乳児ケアを実施し、今後の育児指導やカウンセリング等を行います。
セミ・オープンシステム	通院に便利な峡南医療センター市川三郷病院で、妊婦健診を行うシステムです。分娩や、緊急時の診察は、分娩担当医療機関で行います。

施策2 食育の推進

◆施策の方向

(1) 望ましい食習慣の定着

様々な機会を通じて、規則正しい食事と生活習慣づくりの重要性を、子育て中の保護者と子どもたちに伝え食育の意識を高めます。

(2) 関係機関との連携による食育の推進

保育所、幼稚園、学校など、関係機関との連携により、地域ぐるみで食育を推進します。

◆主な取り組み

名 称	内 容
離乳食教室	生後6～7か月児の保護者に離乳食教室を開催し、食育の意識啓発に努めます。
早期生活習慣病予防教室	町内の小中学校の生徒を対象に、子どものための生活習慣病予防教室を実施し、生活習慣病への理解を深め、将来の健康づくりにつなげる場とします。
保育所での食育の充実	食物アレルギーの申告に応じて除去食や代替食を提供します。また、子どもの食生活アンケートを踏まえた献立作成や食育活動を行い、保護者への指導にも活用するとともに、家庭での共食の促進など食育の重要性の啓発に努めます。
地域での食生活教室の開催	愛育会と食生活改善推進員による食育をテーマとした食生活教室の地区支部ごとの開催を支援し、住民の食育意識の向上を図ります。
親と子の食生活共同体験学習	保護者に向けた食育啓発活動として、給食の展示、レシピの紹介、給食の試食、子どもたちとの料理作りなどを通して食への関心を高めるよう取り組みを推進します。

施策3 思春期保健対策の推進

◆施策の方向

（1）思春期の心の問題に対応した教育の充実

子どもが自らの心と体を守り、他者を尊重する気持ちを育むことができるよう、正しい知識の普及、意識啓発を行います。

（2）学校における相談体制の充実

スクールカウンセラーや臨床心理士などへ子どもから相談できる体制を充実します。

◆主な取り組み

名 称	内 容
思春期体験学習 子育て体験学習	学校等の連携により、中学生と町内の妊婦や乳幼児とのふれあいを通して、生命の大切さを学びます。
地域人材を活用した取り組み	主任児童委員の学校訪問を実施し、地域における児童・生徒のサポートに役立てます。また、取り組みについては、地域のボランティアの協力で推進します。
青少年育成力ウンセラー・スクールカウンセラーの設置	青少年育成力ウンセラーやスクールカウンセラーを配置し、子どもから相談できる体制の充実に努めます。
健康教育の推進	心の健康や運動、食事など生活習慣に関わる健康管理について適切な情報の提供と健康教育の推進に努めます。
嗜好や依存についての情報提供の充実	飲酒や喫煙、不法薬物、ネット依存などに関する情報提供を充実し意識啓発に努めます。

基本目標4 配慮が必要な子どもと家庭を支援する

◆現状と課題

子どもへの暴力や育児放棄などの児童虐待を未然に防ぐとともに、早期発見、早期対応を図ることが大切であり、近隣住民や保育所、幼稚園、学校、医師、児童相談所などの連携を図りながら、ケースに応じた臨機応変な対応が必要になります。

また、生活観や家族観の多様化からひとり親家庭も増加し、特に母子世帯における経済的な状況は厳しく、就労・自立のための支援の充実を図る必要があります。

加えて、障害のある子ども一人ひとりの状況に応じた適切な療育・保育・教育の推進が求められています。障害のある子がいる家庭への経済的支援はもとより、障害のある子が家庭や地域や学校で普通の生活を営むことができるよう、関係機関と連携を図りながら、社会的、精神的な支援を充実する必要があります。また、発達障害者支援法に基づき、発達障害児（学習障害・注意欠陥多動性障害・高機能自閉症）への支援を充実する必要があります。

さらに、生まれ育った環境によって、教育の機会が十分に得られない子どもや、健やかな成長に必要な衣食住が確保されない子どもがいます。子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることが無いように、また、貧困が世代を超えて連鎖する事の無いようわかりにくい実態を早期に捉え、実情に応じた適切な支援を行う必要があります。

施策1 児童虐待の防止

◆施策の方向

（1）児童虐待のないまちづくり

児童虐待への対応力の向上を図るとともに、児童虐待を予防するための取り組みを積極的に進めます。

◆主な取り組み

名 称	内 容
要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会において、個別ケース会議や要保護児童宅訪問等を行い、支援が必要な子どもたちに対応します。
子育て支援こころの相談	母親の育児不安や発達特性のある児への関わり方などの相談に、心理職員が対応しています。

子どもの人権についての意識啓発	地域住民に対する児童虐待防止と通告義務、配慮が必要な家庭の情報収集等に地域で取り組み、子どもの人権に対する意識の高揚を図ります。
-----------------	--

施策2 ひとり親家庭の自立促進

◆施策の方向

(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の個別のニーズに応え、経済的基盤を確立し、自立した生活を送ることができるよう情報提供や支援体制を充実します。

◆主な取り組み

名 称	内 容
児童扶養手当	児童の福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し自立を支援するとともに、対象者への制度の周知に努めます。
ひとり親家庭医療費の助成	病気やケガで通院又は入院した場合、ひとり親家庭医療費として窓口無料化を実施するとともに、今後も制度の周知と利用促進に努めます。

施策3 障害のある子どものいる家庭への支援

◆施策の方向

(1) 一人ひとりに対応した療育、教育の推進

乳幼児健診等による発見から早期療育、保育、教育と一人ひとりを大切にした取り組みを進めます。

(2) 発達障害児への支援の充実

各学校での特別支援教育の充実とともに、発達障害のある子どもへの支援の充実を図ります。

(3) 障害児の放課後児童クラブでの受け入れの充実

障害のある子どもの放課後の生活の場を確保し、遊びを通じて子どもの自主性、社会性、創造性の向上を図るため、障害児の放課後児童クラブでの受け入れを進めます。

◆主な取り組み

名 称	内 容
養育支援家庭訪問事業	出産後に不安を持つ母等に対し、町が特別な支援が必要と認めたケースに支援を行っています。
個別療育支援事業	2歳児歯科、3歳児健診へ臨床心理士を配置し、発達面での個別支援を行っています。また、毎月のこころの相談事業においても発達に関する個別相談を行っています。
のびっこ教室の開催	のびっこ教室として、発達課題及び生活支援の必要な児・家族を対象に、小集団での教室を毎月2回開催します。
障害児に対する適切な医療、医学的リハビリテーションの支援	医療やリハビリテーションも含めた適切な地域生活支援として、相談事業の充実を図り、関係機関と連携し支援に努めます。
障害児の保護者への相談支援	障害児者母と子の会(たんぽぽの会)と連携して、障害児の保護者への相談支援を行ないます。
障害児保育事業	障害児保育の必要性が大きくなっているため、要望に対応した受け入れを実施し、障害児保育の充実を図ります。

在宅サービスの充実	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、サービス提供や地域生活支援事業をさらに充実させて実施します。また、各種手当も含めて、町の広報やホームページなどを活用し、わかりやすい制度の周知と利用促進に努めます。
放課後児童クラブでの障害児の受け入れ	放課後児童クラブで必要に応じて障害児の受け入れを行っています。今後も職員が知識を高め、受け入れ体制の充実に努めます。

施策4 子どもの貧困対策の推進

◆施策の方向

(1) 地域ネットワークの連携による支援

地域ネットワークを活用し、生活困窮世帯に必要な支援を行います。

(2) 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援

対象者への学習支援を行います。

(3) 経済的支援

安定した環境の中で教育を受けることができ、また充実した学校生活を送ることが出来るよう支援を行います。

名 称	内 容
地域ネットワークの連携による支援	関係する支援機関をつなぎ、分担・連携しあう体制づくりにより、それぞれの機関が密接に連携し、貧困の状況にある子ども達のニーズに即した効果的な支援を実施します。
学習・生活支援	生活困窮世帯、生活保護受給世帯の子どもを対象とした学習支援を行い、高等学校への進学を支援する事で、子どもの社会的自立の促進と、貧困の連鎖の防止を図ります。
ひとり親家庭高校入進学祝い金	高校に入学する生徒を持つひとり親家庭の母又は父に対して、経済的負担の軽減を図るための祝い金を支給します。
就学にかかる費用の助成	経済的理由により就学が困難な小・中学生に対して、学用品、通学用品、校外活動費、給食費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費など学校にかかる費用の一部を就学援助費として助成します。
生活困窮世帯への自立支援	生活困窮世帯、生活保護受給世帯の経済的自立を促進するための就労支援事業や各種助成事業についての周知に努め、相談体制を充実します。

基本目標5 子どもの教育環境を充実する

◆現状と課題

一人ひとりの子どもを大切にして指導を進めるとともに、学力はもとより、豊かな感性と健やかな心身を育むことが求められます。地域住民との連携のもとに地域とともに歩み、地域から信頼される学校づくりが必要です。また、核家族化や近隣関係の希薄化による家庭の教育力の低下が指摘され、社会全体で家庭教育を支援する必要性が高まっています。

一方、これから親となる若い世代が将来子どもを産み育てたいと思えるように、子育ての素晴らしさを伝えていくことが必要です。加えて、少子化などの影響で、乳幼児に接する経験がないまま親になる人も多く、乳幼児や子育てを身近に感じる機会を創出しなくてはなりません。

施策1 特色ある学校教育の充実

◆施策の方向

(1) 一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実

少人数指導により、学習や生活の両面にわたってきめ細かな指導に努めます。

(2) 地域と学校との連携・協力による多様な体験活動の推進

地域の人材を活用した総合的な学習の時間などを通じて、豊かな心の育成に努めます。

◆主な取り組み

名 称	内 容
少人数指導の充実	学習や生活の両面にわたりきめ細やかな教育を行うため、県教員の加配について県に要望するとともに、町単教員の継続配置に努め、少人数指導を継続します。
子どもの心に響く道徳教育の充実	児童生徒の発達に即して、人間尊重、生命の畏敬、社会生活上のルールやモラルを醸成し、家庭や地域で豊かな体験を通して、生きる力を育えるように努めます。
国際理解教育の充実	小中学校でALT及び英語講師を活用して国際理解を深めます。

地域と連携した総合学習の充実	総合的な学習の時間の中にある地域を学習するカリキュラムの推進体制の充実に努めます。
地域ボランティアの協力拡大	地域ボランティアの協力拡大を図り、総合的な学習の時間を担当する外部人材の活用を充実します。
体験学習の充実	交流活動、福祉活動、環境活動等を通じて、地域の人々との交流を行います。
部活動への外部指導者の活用	スポーツ少年団や町の体協専門部などと連携を図り、外部指導者の活用を推進します。
通学区域の弾力運用	児童・生徒や家庭の事情により区域外通学を認める等の弾力的な運用を実施します。
学校開放日	学校開放日を定め、年間を通じて授業を公開します。
学校の安全管理	小学校では集団登下校、小中学校に出入り口門扉の整備や防犯カメラの設置やエリアサイレンの設置など安全管理の充実に努めます。また、学校と地域の連携や教育内容の公開に支障とならない取り組みに配慮します。
学校評議員の活用	健全な学校運営を行うために評議員制度の有効活用を検討します。
教員の評価、配置、処遇、研修	県の方針を参考に校長の裁量のもと、適正な評価、配置等が実施されるよう、体制の充実に努めます。
ICT教育の充実	児童生徒の学習意欲の向上や学習内容の理解の促進を図るため、ICT機器の導入を推進します。

施策2 家庭や地域の教育力の向上

◆施策の方向

(1) 家庭教育支援の充実

子どもの発達過程に応じ適切な子育てができるよう家庭教育に関する情報提供や相談、学習機会を充実し、家庭での子育て力の醸成を図ります。

(2) 地域交流の促進

子どもの豊かな人格や心の形成、育成を促すため、地域の大人と協働しながらさまざまな体験や交流活動を推進し、子どもの生きる力を育む環境づくりを推進します。

◆主な取り組み

名 称	内 容
PTAと教職員との連携	PTAと教職員との連携を図るための講演会や情報交換会などを実施します。
地域全体で子育て家庭を支える意識啓発	愛育会活動として子育て家庭を支援する意識啓発を実施します。
世代間交流	地区愛育会や食生活改善推進員会と保健師の連携により、遊びやおやつづくり等で世代間交流を実施します。各地区にあるいきいきサロンの訪問、保育所への招待なども行い世代間交流を推進します。
保育所・幼稚園・小学校の連携	幼稚園と保育所・小学校による、峡南地区保・幼・小連携セミナーを開催し緊密な連携体制の確立に努めます。
ふれあい学習事業	保育所・幼稚園・小学校・中学校各校がテーマを定めて、保護者・教職員が相互に連携しながら研修する教育講座を開催します。
学校と放課後児童クラブ・放課後子ども教室の連携	家庭での学習習慣を身に付けるために、学校・放課後児童クラブ・放課後子ども教室が連携した学力フォローアップ教室（そよ風教室）、放課後体験教室の充実に努めます。

施策3 次代の親の育成

◆施策の方向

（1）乳幼児とふれあう機会の確保

中学生や高校生の乳幼児とふれあう機会の確保に努めます。

（2）青少年健全育成の推進

多くの大人たちが地域の子どもたちに温かい目を向ける気運を高め、健全育成に向けた取り組みを進めます。

◆主な取り組み

名 称	内 容
保育実習の体験学習	中・高校生の保育所での体験学習などを実施し、幼児とふれあいの機会を設けます。
青少年育成富士川町民会議	青少年育成富士川町民会議による小中学校でのあいさつ運動、白ポストの設置、夏期の休業中の夜間パトロール、有害雑誌やDVDについての立入調査を実施します。 また、インターネットや薬物対策など、時代の状況に即した青少年健全育成に努めます。

基本目標6 安心して子育てできる環境をつくる

◆現状と課題

妊産婦や乳幼児などが、安心して気軽に外出できるユニバーサルデザインのまちづくりが必要とされています。町内の公共施設・公共交通機関のバリアフリー化などを推進するとともに、子どもたちがのびのびと過ごせる遊び環境の整備が求められています。

また、子どもが巻き込まれる犯罪や交通事故をなくすため、関係機関との連携を密にし、地域住民も一体となった子どもの安全を、地域全体で取り組む環境づくりの推進が求められます。

施策1 安心して暮らせるまちづくり

◆施策の方向

（1）公共交通の確保

安全・安心、気軽に外出できる手段の確保と環境の整備を推進します。

（2）遊び場の環境整備

子どもが「遊び」を通じて創造性や社会性、協調性を身につけ、豊かな人間関係の基礎を築くことができるよう、安全にのびのびと遊ぶことができる遊び環境の整備に努めます。

（3）良好な居住環境の確保

良好な賃貸住宅を供給します。また、良好な宅地供給を図ることで子育て世帯の定住確保につなげます。

（4）図書館の整備

子どもと保護者がゆっくり向き合い、小中学生の放課後の居場所や学習の場として安心して楽しく過ごせる図書館整備を進めます。

（5）町民体育館の整備

発育発達期にある子どもの心身の健全育成と体力向上に取り組むことができるスポーツ環境の整備に努めます。

◆主な取り組み

名 称	内 容
道路、公園、公共施設、公共交通機関、公的建築物等における段差解消等のバリアフリー化	歩道等のバリアフリー化を目指します。 公園施設のバリアフリー化を目指します。
防犯灯・道路灯の整備	防犯灯や道路灯は新設・改良道路、及び区からの要望をもとに計画的に設置を推進します。
良好なファミリー向け賃貸住宅の供給支援	町営住宅は、大久保団地・若宮団地・梅林第2団地・梅林第3団地・梅林第4団地で、118戸あり、町有住宅は、青柳町団地・鰍沢団地で、159戸あります。その内、町有住宅については住戸改善に努めます。
良好な宅地供給による子育て世帯の定住確保 良好な宅地供給による子育て世帯の定住確保	公営住宅長寿命化計画において、用途廃止になっている団地については、跡地利用の検討を行い分譲地としての活用を推進します。
安心して遊べる環境づくり	町内の都市公園や街区公園などを計画的に管理・修繕し、子どもや親子連れが、安心して遊べる環境づくりに努めます。
図書館の整備	蔵書数10万冊を目標に、読み聞かせ室や学習スペースを備えた図書館整備を進めます。
町民体育館の建設	生涯スポーツの拠点として、定期的、継続的なスポーツ活動を行うことができる、避難所機能を備えた町民体育館の建設を、計画的に進めます。
定住奨励金補助事業	町内に土地を求めて住宅を建築して定住を開始した者に、申請により固定資産税相当額を5年間補助し、定住を促進して、人口の増加及び地域の活性化を図ります。

施策2 交通安全対策の推進

◆施策の方向

(1) 交通事故防止対策の推進

警察署や関係団体との連携を図り、交通事故防止対策を推進します。

(2) 歩道整備・改良の推進

歩道の拡幅やバリアフリー化を計画的に進めます。

(3) チャイルドシート着用の推進

チャイルドシートの正しい使用方法やその効果を啓発するとともに、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めます。

◆主な取り組み

名 称	内 容
交通安全教育	交通指導員、鰍沢警察署、山梨県警さちかぜ号と連携し保育所の保護者、園児を対象にした事業を継続実施します。
交通安全教室	道路の横断の仕方、自転車の正しい乗り方、道路標識、表示の見方を学び交通安全を図るため、警察官、交通指導員、交通安全母の会等の協力を得て交通安全教室を実施します。
スクールゾーンの点検	通学路の安全点検、パトロールを保護者及びスクールガードリーダー・スクールガードで実施します。また、通学路のカラー化を実施します。
子ども、親子連れのための幅の広い歩道の整備	交通安全の観点から、町内の整備必要箇所を検討し歩道の新設や拡幅整備に努めます。
チャイルドシートの正しい使用の徹底	町保健師の協力による育児教室(ぴよぴよクラブ) 開催時や警察との連携による指導などで正しい使用法の啓発・周知を推進します。
チャイルドシートモデル保育所	チャイルドシートモデル保育所を選定し、保育所への送迎時、駐車場でチャイルドシート着用推進と正しい使用方法、選び方についての指導を実施します。
チャイルドシート 購入費補助	購入費の補助により、着装率の向上に努めます。

施策3 子どもたちの安全確保

◆施策の方向

(1) 犯罪等の被害から子どもを守るための活動の推進

警察署や関係機関との連携により、子どもが犯罪の被害に遭わないまちづくり、地域づくりを推進します。

(2) ふれあい110番の家の活動充実

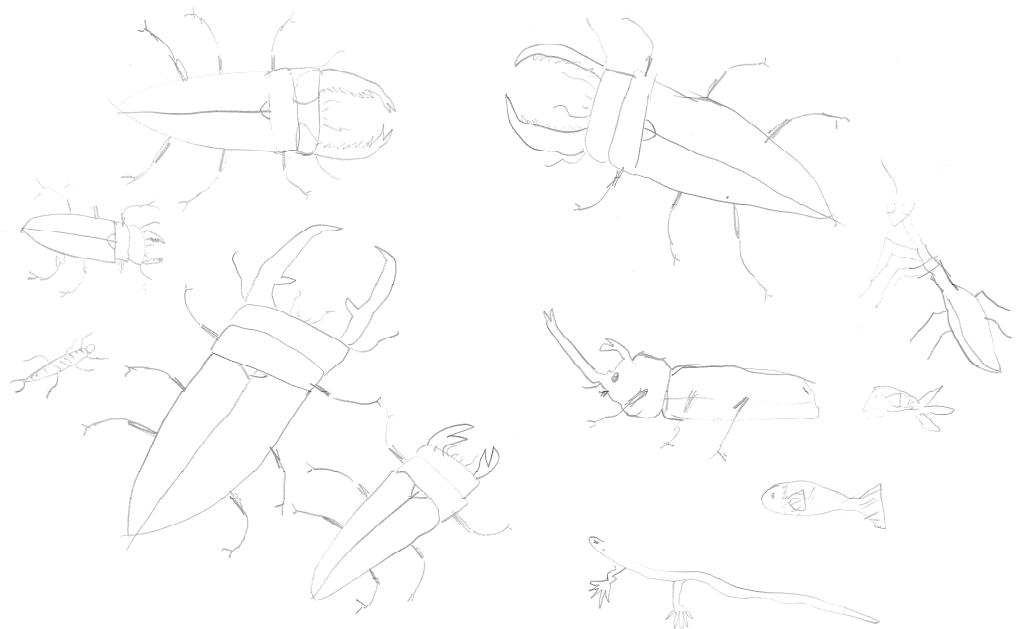
ふれあい110番の家になっている町民が行う登下校時のあいさつ運動や、自主的な防犯活動を支援します。

◆主な取り組み

名 称	内 容
犯罪に関する情報提供	鰐沢警察署からの情報提供を受け、防災行政無線や、町広報、チラシ等で周知します。学校においては、保護者へのメールで周知します。
防犯ブザーの配布	町内小学校児童全員に防犯ブザーを配布します。
防犯・安全対策講習	警察等関係機関と連携し、犯罪被害防止のための防犯講習会等を実施します。
ふれあい110番の家連絡会	ふれあい110番の家連絡会を開催し、地域・PTAなどと意見交換を行い「地域の子は地域で守り育てる」ことを推進します。
ふれあい110番の家等の防犯ボランティア活動の支援	登下校時のあいさつ運動や自主防犯活動等の支援の輪を広げます。
防災教育の充実	自然災害や火災などの際に自身の安全を確保する、防災教育を推進します。

第5章

子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策



「クワガタ」

「クワガタ」

（増穂小学校3年 望月瑛太くん）

クワガタをたくさん飼いました。一番のお気に入りはコクワガタです。

第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 基本的な考え方

1) 児童人口の推計

令和2年～6年までの5年間の人口推計では、0～5歳児、6～11歳児ともに減少傾向での推計結果となっています。

(人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
0歳	71	70	68	68	66
1歳	82	79	77	75	73
2歳	68	68	66	65	63
3歳	76	74	72	71	69
4歳	87	85	83	81	79
5歳	89	83	81	79	75
6歳（1年生）	93	86	84	82	78
7歳（2年生）	99	94	92	89	85
8歳（3年生）	101	96	94	90	86
9歳（4年生）	110	104	101	97	93
10歳（5年）	117	114	107	100	93
11歳（6年）	113	112	105	99	93
計	1,106	1,065	1,030	996	953

※国勢調査結果を基にしたコーホート法による推計

2) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地域の状況（人口や交通事情、地理的な条件、施設の整備状況など）を勘案して、教育や保育に関するサービスの提供エリアを各市町村で設定するものです。

現在、町では幼稚園や保育所施設サービスは行政区や学校区に関わらず、町内全域で利用されています。また、地域子ども・子育て支援事業（ファミリーサポート事業・地域子育て支援拠点事業など）においても町内全域を対象として展開しています。地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育など）は、現在町内にはありませんが、今後新設される場合の対象区域も町内全域が想定されます。

また、児童人口の推計においても子ども数は減少傾向の推移であるため、富士川町で

は町内全域を一区としてサービス提供の目標値を定めます。

3) 給付制度と教育・保育施設等利用給付認定について

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設利用者に必要な経費の一部が給付費として支給されます。就学前児童の教育・保育を保証するための「給付制度」が導入されたためです。ただし、利用施設が、給付対象施設（保育所・認定こども園・幼稚園・小規模保育施設等）であることが条件になります。

また、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、新制度に移行していない幼稚園(未移行幼稚園)も市町村の確認を受けた施設については、施設を利用した費用が利用費として給付されます。

給付費や利用費支給を受けるためには、町の「教育・保育の認定」や「施設等利用給付認定」を受ける必要があり、児童の年齢や保護者の就労状況等を確認します。

「教育・保育の認定」

1号認定（教育標準時間認定）

子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合

（幼稚園、認定こども園（幼稚園））

2号認定（保育認定）

子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（町立・私立保育所、認定こども園ほか）

3号認定（保育認定）

子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（町立・私立保育所、認定こども園ほか）

「施設等利用給付認定」

新1号認定 満3歳以上で、新2号・新3号認定以外の子ども
(幼稚園・特別支援学校など)

新2号認定 満3歳に達する日以後、最初の3月31日を経過した子どもで「保育の必要な事由」に該当し、預かり保育事業などを希望する場合
(幼稚園・特別支援学校・認定こども園など)

新3号認定 満3歳に達する日以後、最初の3月31日までの市町村民税非課税世帯の場合
(幼稚園・特別支援学校・認定こども園など)

2号・3号認定の場合の「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分

「保育標準時間」利用

保護者の勤務時間が月 120 時間以上を想定した保育利用時間で、11 時間の利用が可能。

「保育短時間」利用

保護者の勤務時間が月 48 時間以上を想定した保育利用時間で、8 時間の利用が可能。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設

(1) 1号、2号認定(3~5歳児)

【令和元年度の見込み】

1号認定

両親のどちらかが働いておらず、幼稚園を利用している方は、17人とほぼ昨年並みです。両親がフルタイム勤務で幼稚園を利用している方は、ほぼ昨年並みです。

2号認定

保育所に通う3歳以上児は、211人とほぼ昨年並みです。今後途中入所が増えても十分受け入れができる状態です。

【量の見込みと確保方策】

1号認定

町内には、新制度に移行した幼稚園や認定子ども園がないため、入所希望者は、町外の施設を利用しています。

2号認定

現在の教諭数及び保育士数で、定員に空きがある状態なので、今後途中入所が増えても十分受け入れができる状態です。

(人)

			2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
			1号認定	2号認定								
①量の見込み (必要利用定員総数)			17	229	17	229	17	229	17	229	17	229
② 確 保 方 策	特定保育 施設 (町内・ 町外)	幼稚園・認定 子ども園	17	18	17	18	17	18	17	18	17	18
		保育所・認定 子ども園	-	211	-	211	-	211	-	211	-	211

(2) 3号認定

【令和2年度の見込み】

保育所に通う0歳児は16人、3歳未満児は120人、途中入所を加えても、現状の定員数を上回る事はありません。

【量の見込みと確保方策】

0歳児、1歳児、2歳児のニーズ量は増加傾向にあり、現状を上回るニーズ量が見込まれる場合については、保育士を増員するなどし、スムーズに対応していきます。

- ・0歳児は第1保育所、中央保育所、たんぽぽ子どもの家で受入
- ・1～2歳児は全町立保育所、たんぽぽ子どもの家で受入

(人)

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	0歳 歳	1～2 歳								
①量の見込み (必要利用定員総数)	22	140	22	140	22	140	22	140	22	140
②確保方策 特定教育・保育施設等 (町内・町外)	22	140	22	140	22	140	22	140	22	140
③保育利用率 (0・1・2歳児の推計児童総数の うち、ニーズ量の割合)	73%		75%		77%		78%		80%	

2) 特定子ども・子育て支援施設等

(1) 新1号、新2号、新3号認定（満3～5歳児）

【令和2年度の見込み】

新1号認定

幼稚園を利用している方は、66人とほぼ昨年並みです。峠南幼稚園が現在、充足率78%で定員に空きがあります。

新2号認定

幼稚園を利用しながら、預かり保育事業等を利用している方は、8人とほぼ昨年並みです。

その他、町外の幼稚園や認定子ども園などを利用している方は5人です。

新3号認定

幼稚園を利用しながら、預かり保育事業等を利用している方は、8人とほぼ昨年並みです。

【量の見込みと確保方策】

現在の教諭数で、定員に空きがある状態なので、今後途中入所が増えても十分受け入れができる状態です。町内唯一の幼稚園なので、今後も現状を上回るサービス量を確保していきたいと考えています。

3) 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業

【事業の概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。

【令和2年度の見込み】

延長保育利用数は15人です。今後、現状よりニーズ量が上回ると思われます。

【量の見込みと確保方策】

現在は町内3か所（町立第1保育所、中央保育所、たんぽぽ子どもの家）の保育所で延長保育事業の対応をしていますが、ニーズに応じて対応できる保育所数を増やすことや、開所時間を延ばすことを検討していきます。

(人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み（実数）		150	150	150	150	150
②確保方策	実人人数	150	150	150	150	150
	施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(2) 一時預かり事業

○幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業

【事業の概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として、昼間に、認定こども園、幼稚園において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（岐南幼稚園）

【令和元年度の見込み】

前年より利用者が増加傾向にあり、3,710名程度が見込まれます。（長期休暇含む）

【量の見込みと確保方策】

利用者が増加傾向にあり、長期休暇も含めると、さらにサービス利用量が増える見込みです。令和元年度並みの利用数が今後続くと思われますが、現在の教諭数で受け入れが可能です。

(人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み（延べ人數）		3,750	3,750	3,750	3,750	3,750
②確保方策	延べ人數	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750
	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

○保育所、地域子育て支援拠点事業を対象とした一時預かり事業

【事業の概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、町立保育所、ファミリーサポート事業において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

【令和元年度の見込み】

保育所が100名、ファミリーサポート事業が120名で合わせて220名程度の利用が見込まれます。

【量の見込みと確保方策】

令和元年度並みの利用数が続くと想定していますが、利用者数が増加した場合においても、保育所の一時預かりやファミリーサポート事業の充実を図りながら対応します。また、ファミリーサポート事業においては、ニーズの増加傾向に対応するため、預かれる方（まかせて会員）に対する町のサポート体制を順次見直し、安心してまかせられる会員活動ができるよう支援するとともに、本事業の趣旨の周知を図り養成講座受講者の増員を図ります。

(人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み（延べ人数）		240	240	240	240	240
②確保方策	合計	延べ人数	240	240	240	240
	一時預かり (町立保育所)	延べ人数	120	120	120	120
		施設数	4か所	4か所	4か所	3か所
	ファミリーサポート事業 (延べ人数)		120	120	120	120

(3) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）（就学児のみ）

【事業の概要】

預けたい人（おねがい会員）と預かれる人（まかせて会員）を会員として、相互援助活動を行うための連絡、調整を行う事業

【令和元年度の見込み】

核家族化が進む中、預けたい人（おねがい会員）は年々増加しており、令和元年度は昨年度比で1.5倍の依頼件数が見込まれます。特に就学児については、塾や習い事等に定期的に通う子どもの利用が増えています。

【量の見込みと確保方策】

前記（2）と同様です。

（人）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み（延べ人数）	230	230	230	230	230
②確保方策（延べ人数）	230	230	230	230	230

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

児童センターで、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

【令和元年度の見込み】

子育てをしている方の親同士の出会いの場と交流の場であり、子どもたちが自由に遊び関わり合う場として、利用者は増加しています。令和元年度も増加しています。

【量の見込みと確保方策】

少子化核家族化が進む中、相談支援の拠点として児童センター機能はますます重要となっています。富士川町児童センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたり地域の関係機関が必要な情報を共有し連携して、切れ目ない支援を実施し更なる充実を図ります。

（人）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み（延べ人数）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
②確保方策（延べ人数）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

【令和元年度の見込み】

出生児のいる家庭を全て訪問できる見込みで事業を継続中です。

【量の見込みと確保方策】

今後も全ての乳児の家庭を訪問します。

(人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み（実人数）	71	70	68	68	66

(6) 養育支援訪問事業

【事業の概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

【令和元度の見込み】

昨年度、利用家庭はありませんでした。今後も、個別に関わる中で、必要な家庭には利用を勧めます。

【量の見込みと確保方策】

産後の不安定な時期には、だれでも養育支援が必要になる可能性があります。いつでも、迅速に支援できるよう、健診等の機会を利用して、子どもと養育者の状況把握に努めます。

(人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み（実人数）	2	2	2	2	2

(7) 妊産婦健康診査事業

【事業の概要】

妊娠婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施、また産婦に対して、①母体の身体的機能の回復、②授乳状況及び精神状態の把握をし、産後うつの予防及び早期発見並びに新生児への虐待を予防することを目的に、健康診査を実施するとともに、妊娠期間中及び産後の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

【令和元年度の見込み】

全ての妊娠婦が本事業を利用しています。1人につき、14回、産婦2回の健康診査の助成をしています。

【量の見込みと確保方策】

推計出生児数と同数で妊娠婦の実人員を見込んでいます。

全ての妊娠婦を対象に、母子ともに健康で出産できるよう、生活指導をするとともに、健康診査の受診を促します。

(人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み（実人数）	71	70	68	68	66
（妊娠健診回数）	994	980	952	952	924
（産婦健診回数）	142	140	136	136	132

(8) 放課後児童健全育成事業

【事業の概要】

保護者が労働等により戸籍家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

【令和元年度の見込み】

核家族化及び共働き家庭の増加により、児童数は減少しているが、児童クラブ利用の割合は増加しています。令和元年度は富士川町児童センター新設に伴い、定員数及び児童クラブ教室数を増やしました。

【量の見込みと確保方策】

今後新法の基準に沿った放課後児童クラブの運営にあたって、教室数及び支援員数の適正化を順次図っていきます。

(人)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 量の見込み	1年生	50	50	50	50	50
	2年生	50	50	50	50	50
	3年生	50	40	40	40	40
	4年生	20	20	20	20	20
	5年生	5	5	5	5	5
	6年生	5	5	5	5	5
② 確保方策		180	170	170	170	170

(9) 病後児保育

【事業の概要】

町内医療機関と連携して実施し、病気の回復期であって、集団生活が困難な期間、保育を行う事業

【令和元年度の見込み】

ひとり親家庭及び共働き家庭が増加していることから、今後も需要が見込まれます。

【量の見込みと確保方策】

利用者が増加傾向にあり、今後も利用者の増加が見込まれますが、現在の保育士数で受け入れが可能です。

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 量の見込み（延べ人数）	6	6	6	6	6
② 確保方策（延べ人数）	6	6	6	6	6

(10) 利用者支援事業

【事業の概要】

専門性を生かした「母子保健型」及び、より住民に密着した「基本型」が連携し、地域の関係機関とも必要な情報を共有する中で、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ない支援を実施する事業。

【令和元年度の見込み】

母子保健型に加え、基本型の支援事業を開始し、2施設で運営しています。今後も、連携し個にあった支援をしていきます。

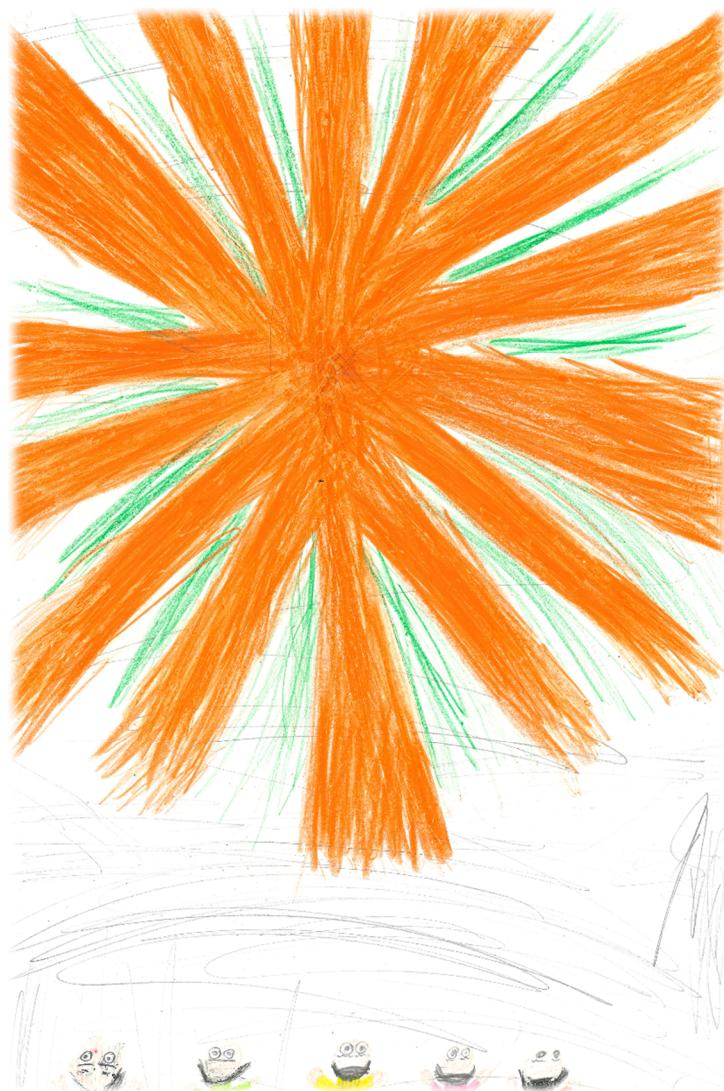
【量の見込みと確保方策】

妊娠期から、子育て期にわたり、継続して支援できるよう、職員の研修をすすめ、2施設が連携しそれぞれの専門性を生かし、支援に努めます。

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 量の見込み	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
② 確保方策	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 量の見込み	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
② 確保方策	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

第6章 推進体制



「大きくてびっくりした花火」

「大きくてびっくりした花火」

（鰐沢小学校5年 大森玲空くん）

家族で神明の花火大会に行きました。花火がとても大きくてびっくりしました。

第6章 推進体制

1 推進体制

本計画は、次の点に留意して推進します。

1) 教育・保育事業等の確保体制

○認定こども園について

現在、町内に認定こども園はありませんが、認定こども園への移行を希望する施設がある場合には、移行支援を行います。

○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割等について

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援の提供が重要です。そのため、幼稚園教諭や保育士等の研修をさらに充実させ、資質の向上を図り、幼稚園・保育所・小学校の連携を深めるための環境を整えます。

また、子育てを地域で支える子育てネットワークの充実を図るとともに地域の組織や団体への支援や育成に努めます。

2) 庁内における推進体制の充実

本計画の推進にあたっては、全庁的な取り組みを基本とし、各年度においてその実施状況を点検・把握しながら、実情に応じた臨機応変な対応を、各部署や関係機関との連携のもとに推進します。

3) 住民参加による計画の推進

この計画を推進するうえでは、住民の理解と参加が不可欠です。

この計画の実施状況等に係る情報を、少なくとも毎年1回、広報やホームページ等で、住民にわかりやすく周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、住民の参加と協力が得られる体制の整備を図ります。

4) 子ども・子育て会議の設置

本町における子ども・子育て支援事業計画の推進に関し、住民の意見や提言を反映させるため、「子ども・子育て会議」を設置します。

この会議において、この計画の進捗状況等の点検・管理を行い、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることとします。

2 計画推進の役割

1) 行政の役割

- ・子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、庁内はもとより関係機関との連携のもとに取り組みを推進します。
- ・住民ニーズを把握し、柔軟な発想で計画を推進します。
- ・地域や社会が保護者に寄り添えるよう関係機関をつなげるコーディネートをし、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる支援に努めます。

2) 家庭の役割

- ・家庭や子育てのあり方、少子化への理解を進め、親子のきずなを深めるとともに、安らぎの場としての家庭づくりに努めましょう。
- ・しつけ、扶養、家事、介護など、互いに助け合いながら、家族一人ひとりが責任を果たしましょう。

3) 保育所・幼稚園・学校の役割

- ・専門的な知識や施設を利用して、子どもの健やかな成長をはぐくむ教育、保育の充実に努めます。
- ・地域社会と連携し、地域における子育て支援機関としての役割を、これまで以上に果たします。

4) 地域の役割

- ・子どもは次代を担う、かけがえのない宝であるとの認識のもと、地域ぐるみで子どもの成長や子育てを支援しましょう。
- ・各種の地域団体を中心にしながら、子どもの健全育成に関する活動を積極的に展開しましょう。

5) 企業の役割

- ・子育てと仕事の両立支援に取り組み、ゆとりのある働き方を保障する労働環境の整備を進めましょう。
- ・地域社会の一員として、地域社会への貢献と参画を、より一層進めましょう。

資料編

関係条例

策定経過

会議委員名簿

等



「やったあ！大物だ」

「やったあ！大物だ」

（増穂小学校3年 遠藤 匠くん）

釣りに行って、大物が釣れました。

資料1 会議設置条例

○富士川町子ども・子育て会議条例

平成25年9月24日

条例第40号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条において「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、富士川町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることがある。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は会務を総理し、会議を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(議事)

第6条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(会議の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年富士川町条例第46号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

資料2 策定経過

子ども子育て会議

	概要	備考
平成30年6月28日	平成30年度 第1回子ども・子育て会議 ○子ども・子育て支援事業の概要 ○第2次子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査について	
平成30年11月30日	平成30年度 第2回子ども・子育て会議 ○第2次子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の概要 ○ニーズ調査（事務局案）の内容検討	
平成31年1月21日 ～31日	第2次子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施 ○対象者 町内に居住している未就学児・小学生の保護者	
令和元年6月27日	令和元年度 第1回子ども・子育て会議 ○第2次子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査結果報告	
令和元年11月29日	令和元年度 第2回子ども・子育て会議 ○第2次子ども・子育て支援事業計画（素案）について	

※令和2年3月17日に令和元年度 第3回子ども・子育て会議を予定していたが、
感染症拡大防止のため中止

庁内検討委員会

令和元年5月24日	第1回庁内検討委員会 ○各種事業の進捗状況について	
令和元年6月14日	第2回庁内検討委員会 ○各種事業の課題抽出	
令和元年9月13日	第3回庁内検討委員会 ○第2次子ども・子育て支援事業計画の見直し	
令和元年11月19日	第4回庁内検討委員会 ○第2次子ども・子育て支援事業計画の見直し	

課内検討会

令和元年10月11日	第1回課内検討会 ○第2次子ども・子育て支援事業計画の見直し案について	
令和元年10月24日	第2回課内検討会 ○第2次子ども・子育て支援事業計画の見直し案について	
令和元年11月5日	第3回課内検討会 ○第2次子ども・子育て支援事業計画の見直し案について	
令和元年11月12日	第4回課内検討会 ○第2次子ども・子育て支援事業計画の見直し案について	
令和2年3月12日	第5回課内検討会 ○第2次子ども・子育て支援事業計画の見直し案について	

資料3 富士川町子ども子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

団体・役職等	氏名
保護者	菅 奈美
保護者	望月 智美
保護者	清水 洋平
保護者	小野 圭
保護者	村田 明子
保護者	阿達 直純
子育て支援事業主（たんぽぽ子どもの家）	海野 輝男
子育て支援事業主（峠南幼稚園）	◎徳田 諭
学識経験者	○齋藤 光江
増穂小学校長	樋口 和仁
鰐沢小学校長	大木 良仁
地域の子育て支援活動者	深澤 志津恵
地域の子育て支援活動者	久津間 恵理子
行政（教育長）	野中 正人
行政（青少年カウンセラー）	小池 ひろみ
行政（第5保育所長）	伊藤 かおり
行政（児童館長）	井上 枝里

◎会長 ○副会長

ふじかわ子ども・子育てプラン

(第二次富士川町子ども・子育て支援事業計画)

(令和2年度～令和6年度)

発行 富士川町

編集 富士川町子育て支援課

〒400-0592 山梨県南巨摩郡富士川町天神中條1134

TEL 0556-22-7221 FAX 0556-22-8666

発行 令和2年 3月

裏表紙の絵

「家族でキャンプ」

(増穂小学校2年 秋山立樹くん)

家族でキャンプに行って、ご飯を作って食べたことが
とっても楽しかったです。



「家族でキャンプ」